

現行地域防災計画

修正案（変更部分のみ記載）

備考

富山県地域防災計画
地震・津波災害編

富山県地域防災計画
地震・津波災害編

凡例

下線 改定箇所

改 定 案

平成27年 6月修正

富山県防災会議

平成29年 ____月修正

富山県防災会議

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																								
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的（略）</p> <p>第2節 防災の基本方策（略）</p> <p>第3節 防災関係機関等の責務（略）</p> <p>第1 防災関係機関等の責務</p> <p>1（略）</p> <p>2 市町村</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 消防施設設備の充実や消防団の活性化等消防力を強化するとともに、<u>消防防災ヘリコプター</u>を活用するため場外離着陸場を確保する。</p> <p>(4)～(5)（略）</p> <p>3～5（略）</p> <p>第2 防災関係機関等の業務大綱</p> <p>(略)</p> <p>1 防災関係機関の業務大綱</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 指定地方行政機関</p>	<p>(3) 消防施設設備の充実や消防団の活性化等消防力を強化するとともに、<u>ヘリコプター</u>等を活用するため場外離着陸場を確保する。</p>	<p>(各編共通) ドクターヘリ運航体制整備に伴う修正</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関等の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北陸農政局</td> <td>1～5（略） 6 政府所有倉パン及び乾燥米飯の緊急引渡しに関する事</td> </tr> <tr> <td>東京管区気象台 富山地方気象台</td> <td>1 気象、地象、<u>地動</u>、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事 2～6（略）</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関等の名称	事務又は業務の大綱	(略)		北陸農政局	1～5（略） 6 政府所有倉パン及び乾燥米飯の緊急引渡しに関する事	東京管区気象台 富山地方気象台	1 気象、地象、 <u>地動</u> 、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事 2～6（略）	(略)		(追加)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関等の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北陸農政局</td> <td>1～5（略） 6 <u>応急用食料・物資の支援</u>に関する事</td> </tr> <tr> <td>東京管区気象台 富山地方気象台</td> <td>1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事 2～6（略）</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北陸地方測量部</td> <td>1 <u>防災に関する情報の収集、地理空間情報提供</u>に関する事 2 <u>災害時における被害情報の収集・把握に役立つ地理空間情報の提供、災害復旧・復興のための緊急測量の実施</u>に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	機関等の名称	事務又は業務の大綱	(略)		北陸農政局	1～5（略） 6 <u>応急用食料・物資の支援</u> に関する事	東京管区気象台 富山地方気象台	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事 2～6（略）	(略)		北陸地方測量部	1 <u>防災に関する情報の収集、地理空間情報提供</u> に関する事 2 <u>災害時における被害情報の収集・把握に役立つ地理空間情報の提供、災害復旧・復興のための緊急測量の実施</u> に関する事	<p>(各編共通) 業務内容の修正</p> <p>(各編共通) 指定地方行政機関の追加</p>
機関等の名称	事務又は業務の大綱																									
(略)																										
北陸農政局	1～5（略） 6 政府所有倉パン及び乾燥米飯の緊急引渡しに関する事																									
東京管区気象台 富山地方気象台	1 気象、地象、 <u>地動</u> 、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事 2～6（略）																									
(略)																										
(追加)																										
機関等の名称	事務又は業務の大綱																									
(略)																										
北陸農政局	1～5（略） 6 <u>応急用食料・物資の支援</u> に関する事																									
東京管区気象台 富山地方気象台	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事 2～6（略）																									
(略)																										
北陸地方測量部	1 <u>防災に関する情報の収集、地理空間情報提供</u> に関する事 2 <u>災害時における被害情報の収集・把握に役立つ地理空間情報の提供、災害復旧・復興のための緊急測量の実施</u> に関する事																									
<p>(4)～(6)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第3 役割分担</p> <p>1 防災関係機関等の役割分担</p> <p>本計画において、県、市町村その他の防災関係機関の地震・津波災害に係る防災対策において果たすべき役割を明確に定めるものとし、県及び市町村は、地域の実情に配慮しつつ、役割に基づく地震・津波災害に係る防災対策を計画的かつ着実に推進するものとする。</p>																										

現行地域防災計画					
各防災関係機関等の役割分担については、資料編に掲載する。					
第4節 社会構造の変化への対応 (略)					
富山県における社会環境の推移					
	1980年	1990年	2000年	2010年	2013年
人口	1,103,459人	1,120,161人	1,120,851人	1,096,367人	1,076,158人
人口密度	259.5人	263.8人	263.9人	256.7人	253.4人
世帯数	291,388世帯	314,602世帯	357,574世帯	386,683世帯	391,799世帯
電力使用量	7,704百万kWh	9,524百万kWh	10,594百万kWh	11,863百万kWh	11,320百万kWh
上水道普及率	85.4%	89.4%	91.8%	93.2%	93.0%
下水道普及率	16.5%	27.7%	54.5%	79.6%	82.2%
電話加入数	329千台	418千台	391千台	280千台	197千台
自動車保有台数	430,116台	658,594台	840,072台	876,190台	893,567台
老年人口割合	11.18%	15.08%	20.76%	26.20%	28.58%
外国人登録者数	2,125人	3,288人	9,564人	13,712人	12,908人
(資料：富山県各種統計ほか)					
第5節 県内の活断層と地震					
第1 (略)					
第2 地形、地質、地盤の特性					
1～2 (略)					
3 活断層					
断層とは、ある面を境に両側のずれ(くい違い)のみられる地質現象をいい、その中で、地質時代という第四紀(約180万年前から現在の間)において繰り返し活動し、将来も活動する可能性のあるものを特に活断層という。					
活断層は、地震の発生源となりうる断層であり、1891年の濃尾地震(根尾谷断層)、1995年の兵庫県南部地震(野島断層)の震源としても知られるように、今日では、地震予知の観点からその存在は特に重要視され、各地域でその認定作業や活動履歴調査等が実施されている。					
(略)					

修正案(変更部分のみ記載)					
(削除)					
富山県における社会環境の推移					
	1980年	1990年	2000年	2010年	2015年
人口	1,103,459人	1,120,161人	1,120,851人	1,096,367人	1,066,328人
人口密度	259.5人	263.8人	263.9人	256.7人	251.0人
世帯数	291,388世帯	314,602世帯	357,574世帯	386,683世帯	391,171世帯
電力使用量	7,704百万kWh	9,524百万kWh	10,594百万kWh	11,863百万kWh	10,981百万kWh
上水道普及率	85.4%	89.4%	91.8%	93.2%	93.2%
下水道普及率	16.5%	27.7%	54.5%	79.6%	83.7%
電話加入数	329千台	418千台	391千台	280千台	177千台
自動車保有台数	430,116台	658,594台	840,072台	876,190台	898,342台
老年人口割合	11.18%	15.08%	20.76%	26.20%	30.5%
外国人登録者数	2,125人	3,288人	9,564人	13,712人	13,632人
(資料：富山県各種統計ほか)					
断層とは、ある面を境に両側のずれ(くい違い)のみられる地質現象をいい、その中で、地質時代という第四紀(約200万年前から現在までの間)において繰り返し活動し、将来も活動する可能性のあるものを特に活断層という。					
活断層は、1891年の濃尾地震(根尾谷断層)、1995年の兵庫県南部地震(野島断層)の震源としても知られるように、地震の発生源となりうる断層であることから、将来の活動の可能性の推定に役立てるため活動履歴調査等が実施されている。					

備考

(各編共通)
各編相互の記載内容整理に伴う修正

(各編共通)
情報更新に伴う修正

表記の修正

取組状況に基づく修正

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																																																																																																				
<p>(1)～(7) (略)</p> <p>第3 過去の地震 (略)</p> <p>また、1933年以降、富山県内の震度観測点において記録した県内の震度1以上の地震は計453回（2014年12月末現在）であり、そのうち、震度4以上を記録した地震は9回と全国的にも有感地震の少ない県である。（「震度4以上を記録した地震一覧」参照）</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">震度4以上を記録した地震一覧</p> <table border="1" data-bbox="147 528 1021 1294"> <thead> <tr> <th>発生年</th> <th>震央地名</th> <th>マグニチュード</th> <th>県内の被害等</th> <th>県内の震度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1933(昭和8)</td> <td>石川県能登地方</td> <td>6.0</td> <td>傷者2、氷見で土砂崩れ、亀裂</td> <td><u>伏木4</u></td> </tr> <tr> <td>1944(昭和19)</td> <td>三重県南東沖</td> <td>7.9</td> <td>不明</td> <td><u>富山4</u></td> </tr> <tr> <td>1948(昭和23)</td> <td>福井県嶺北</td> <td>7.1</td> <td>西部で被害</td> <td><u>富山4</u></td> </tr> <tr> <td>1952(昭和27)</td> <td>石川県西方沖</td> <td>6.5</td> <td>硝子破損</td> <td><u>富山、八尾、女良4</u></td> </tr> <tr> <td>1993(平成5)</td> <td>石川県能登地方</td> <td>6.6</td> <td>非住家、水路、ため池に被害</td> <td><u>富山、伏木4</u></td> </tr> <tr> <td>2000(平成12)</td> <td>石川県西方沖</td> <td>6.2</td> <td>被害なし</td> <td><u>小矢部4</u></td> </tr> <tr> <td>2007(平成19)</td> <td>能登半島沖</td> <td>6.9</td> <td>重傷1、軽傷12 非住家一部損壊5</td> <td><u>富山、氷見、滑川、小矢部、射水、舟橋5弱</u> <u>高岡、魚津、黒部、砺波、南砺、上市、立山、入善、朝日4</u></td> </tr> <tr> <td>2007(平成19)</td> <td>新潟県上中越沖</td> <td>6.8</td> <td>軽傷1</td> <td><u>氷見、舟橋4</u></td> </tr> <tr> <td>2013(平成25)</td> <td>石川県加賀地方</td> <td>4.2</td> <td>被害なし</td> <td><u>小矢部4</u></td> </tr> </tbody> </table>	発生年	震央地名	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度	1933(昭和8)	石川県能登地方	6.0	傷者2、氷見で土砂崩れ、亀裂	<u>伏木4</u>	1944(昭和19)	三重県南東沖	7.9	不明	<u>富山4</u>	1948(昭和23)	福井県嶺北	7.1	西部で被害	<u>富山4</u>	1952(昭和27)	石川県西方沖	6.5	硝子破損	<u>富山、八尾、女良4</u>	1993(平成5)	石川県能登地方	6.6	非住家、水路、ため池に被害	<u>富山、伏木4</u>	2000(平成12)	石川県西方沖	6.2	被害なし	<u>小矢部4</u>	2007(平成19)	能登半島沖	6.9	重傷1、軽傷12 非住家一部損壊5	<u>富山、氷見、滑川、小矢部、射水、舟橋5弱</u> <u>高岡、魚津、黒部、砺波、南砺、上市、立山、入善、朝日4</u>	2007(平成19)	新潟県上中越沖	6.8	軽傷1	<u>氷見、舟橋4</u>	2013(平成25)	石川県加賀地方	4.2	被害なし	<u>小矢部4</u>	<p>また、1933年以降、富山県内の震度観測点において記録した県内の震度1以上の地震は計468回（2016年12月末現在）であり、そのうち、震度4以上を記録した地震は9回と全国的にも有感地震の少ない県である。（「震度4以上を記録した地震一覧」参照）</p> <p style="text-align: center;">震度4以上を記録した地震一覧</p> <table border="1" data-bbox="1043 528 1917 1417"> <thead> <tr> <th>発生年</th> <th>震央地名</th> <th>マグニチュード</th> <th>県内の被害等</th> <th>県内の震度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1933(昭和8)</td> <td>石川県能登地方</td> <td>6.0</td> <td>傷者2、氷見で土砂崩れ、亀裂</td> <td><u>4：高岡市伏木</u></td> </tr> <tr> <td>1944(昭和19)</td> <td>三重県南東沖</td> <td>7.9</td> <td>不明</td> <td><u>4：富山市</u></td> </tr> <tr> <td>1948(昭和23)</td> <td>福井県嶺北</td> <td>7.1</td> <td>西部で被害</td> <td><u>4：富山市</u></td> </tr> <tr> <td>1952(昭和27)</td> <td>石川県西方沖</td> <td>6.5</td> <td>硝子破損</td> <td><u>4：富山市石坂、富山市八尾、氷見市(女良)</u></td> </tr> <tr> <td>1993(平成5)</td> <td>石川県能登地方</td> <td>6.6</td> <td>非住家、水路、ため池に被害</td> <td><u>4：富山市、高岡市伏木</u></td> </tr> <tr> <td>2000(平成12)</td> <td>石川県西方沖</td> <td>6.2</td> <td>被害なし</td> <td><u>4：小矢部市</u></td> </tr> <tr> <td>2007(平成19)</td> <td>能登半島沖</td> <td>6.9</td> <td>重傷1、軽傷12 非住家一部損壊5</td> <td><u>5弱：富山市、氷見市、滑川市、小矢部市、射水市、舟橋村</u> <u>4：高岡市、魚津市、黒部市、砺波市、南砺市、上市町、立山町、入善町、朝日町</u></td> </tr> <tr> <td>2007(平成19)</td> <td>新潟県上中越沖</td> <td>6.8</td> <td>軽傷1</td> <td><u>4：氷見市、舟橋村</u></td> </tr> <tr> <td>2013(平成25)</td> <td>石川県加賀地方</td> <td>4.2</td> <td>被害なし</td> <td><u>4：小矢部市</u></td> </tr> </tbody> </table>	発生年	震央地名	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度	1933(昭和8)	石川県能登地方	6.0	傷者2、氷見で土砂崩れ、亀裂	<u>4：高岡市伏木</u>	1944(昭和19)	三重県南東沖	7.9	不明	<u>4：富山市</u>	1948(昭和23)	福井県嶺北	7.1	西部で被害	<u>4：富山市</u>	1952(昭和27)	石川県西方沖	6.5	硝子破損	<u>4：富山市石坂、富山市八尾、氷見市(女良)</u>	1993(平成5)	石川県能登地方	6.6	非住家、水路、ため池に被害	<u>4：富山市、高岡市伏木</u>	2000(平成12)	石川県西方沖	6.2	被害なし	<u>4：小矢部市</u>	2007(平成19)	能登半島沖	6.9	重傷1、軽傷12 非住家一部損壊5	<u>5弱：富山市、氷見市、滑川市、小矢部市、射水市、舟橋村</u> <u>4：高岡市、魚津市、黒部市、砺波市、南砺市、上市町、立山町、入善町、朝日町</u>	2007(平成19)	新潟県上中越沖	6.8	軽傷1	<u>4：氷見市、舟橋村</u>	2013(平成25)	石川県加賀地方	4.2	被害なし	<u>4：小矢部市</u>	<p>情報更新に伴う修正</p> <p>表記の修正</p>
発生年	震央地名	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度																																																																																																		
1933(昭和8)	石川県能登地方	6.0	傷者2、氷見で土砂崩れ、亀裂	<u>伏木4</u>																																																																																																		
1944(昭和19)	三重県南東沖	7.9	不明	<u>富山4</u>																																																																																																		
1948(昭和23)	福井県嶺北	7.1	西部で被害	<u>富山4</u>																																																																																																		
1952(昭和27)	石川県西方沖	6.5	硝子破損	<u>富山、八尾、女良4</u>																																																																																																		
1993(平成5)	石川県能登地方	6.6	非住家、水路、ため池に被害	<u>富山、伏木4</u>																																																																																																		
2000(平成12)	石川県西方沖	6.2	被害なし	<u>小矢部4</u>																																																																																																		
2007(平成19)	能登半島沖	6.9	重傷1、軽傷12 非住家一部損壊5	<u>富山、氷見、滑川、小矢部、射水、舟橋5弱</u> <u>高岡、魚津、黒部、砺波、南砺、上市、立山、入善、朝日4</u>																																																																																																		
2007(平成19)	新潟県上中越沖	6.8	軽傷1	<u>氷見、舟橋4</u>																																																																																																		
2013(平成25)	石川県加賀地方	4.2	被害なし	<u>小矢部4</u>																																																																																																		
発生年	震央地名	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度																																																																																																		
1933(昭和8)	石川県能登地方	6.0	傷者2、氷見で土砂崩れ、亀裂	<u>4：高岡市伏木</u>																																																																																																		
1944(昭和19)	三重県南東沖	7.9	不明	<u>4：富山市</u>																																																																																																		
1948(昭和23)	福井県嶺北	7.1	西部で被害	<u>4：富山市</u>																																																																																																		
1952(昭和27)	石川県西方沖	6.5	硝子破損	<u>4：富山市石坂、富山市八尾、氷見市(女良)</u>																																																																																																		
1993(平成5)	石川県能登地方	6.6	非住家、水路、ため池に被害	<u>4：富山市、高岡市伏木</u>																																																																																																		
2000(平成12)	石川県西方沖	6.2	被害なし	<u>4：小矢部市</u>																																																																																																		
2007(平成19)	能登半島沖	6.9	重傷1、軽傷12 非住家一部損壊5	<u>5弱：富山市、氷見市、滑川市、小矢部市、射水市、舟橋村</u> <u>4：高岡市、魚津市、黒部市、砺波市、南砺市、上市町、立山町、入善町、朝日町</u>																																																																																																		
2007(平成19)	新潟県上中越沖	6.8	軽傷1	<u>4：氷見市、舟橋村</u>																																																																																																		
2013(平成25)	石川県加賀地方	4.2	被害なし	<u>4：小矢部市</u>																																																																																																		

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																																																																																																																									
<p>(略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>第5 富山県に関わる活断層の地震評価（地震調査研究推進本部）</p> <p>(略)</p> <p>地震発生確率では、砺波平野断層帯東部及び呉羽山断層帯は「高いグループ」、砺波平野断層帯西部及び魚津断層帯は「やや高いグループ」に属する。(30年以内の地震発生確率が3%以上は「高いグループ」、0.1%以上～3%未満を「やや高いグループ」としている。)</p> <p style="text-align: center;">長期地震評価の内容（地震調査研究推進本部）</p> <table border="1" data-bbox="145 563 1023 991"> <thead> <tr> <th>活断層名</th> <th>地震規模</th> <th>地震発生確率 (30年内)</th> <th>平均活動間隔</th> <th>最新活動時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砺波平野断層帯西部 (石動、法林寺断層)</td> <td>M7.2</td> <td>ほぼ0%～2% もしくはそれ以上</td> <td>約6,000年～12,000年 もしくはそれ以下</td> <td>約6,900年前 ～1世紀</td> </tr> <tr> <td>砺波平野断層帯東部 (高清水断層)</td> <td>M7.0</td> <td>0.04%～6%</td> <td>3,000年～7,000年程度</td> <td>約4,300年前 ～3,600年前</td> </tr> <tr> <td>呉羽山断層帯</td> <td>M7.2</td> <td>ほぼ0%～5%</td> <td>3,000年～5,000年程度</td> <td>約3,500年前 ～7世紀</td> </tr> <tr> <td>跡津川断層帯</td> <td>M7.9</td> <td>ほぼ0%</td> <td>約2,300年～2,700年</td> <td>1858年 飛越地震</td> </tr> <tr> <td>庄川断層帯</td> <td>M7.9</td> <td>ほぼ0%</td> <td>約3,600年～6,900年</td> <td>11～16世紀</td> </tr> <tr> <td>牛首断層帯</td> <td>M7.7</td> <td>ほぼ0%</td> <td>約5,000年～7,100年</td> <td>11～12世紀</td> </tr> <tr> <td>魚津断層帯</td> <td>M7.3</td> <td>0.4%以上</td> <td>8,000年程度以下</td> <td>不明</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><参考>その他本県に影響を及ぼす活断層</p> <table border="1" data-bbox="145 1082 1010 1275"> <thead> <tr> <th>活断層名</th> <th>地震規模</th> <th>地震発生確率 (30年内)</th> <th>平均活動間隔</th> <th>最新活動時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森本・富樫断層帯</td> <td>M7.2</td> <td>2%～8%</td> <td>1,700年～2,200年程度</td> <td>約2,000年前 ～4世紀</td> </tr> <tr> <td>邑知潟断層帯</td> <td>M7.6</td> <td>2%</td> <td>約1,200年～1,900年程度</td> <td>約3,200年前 ～9世紀</td> </tr> </tbody> </table>	活断層名	地震規模	地震発生確率 (30年内)	平均活動間隔	最新活動時期	砺波平野断層帯西部 (石動、法林寺断層)	M7.2	ほぼ0%～2% もしくはそれ以上	約6,000年～12,000年 もしくはそれ以下	約6,900年前 ～1世紀	砺波平野断層帯東部 (高清水断層)	M7.0	0.04%～6%	3,000年～7,000年程度	約4,300年前 ～3,600年前	呉羽山断層帯	M7.2	ほぼ0%～5%	3,000年～5,000年程度	約3,500年前 ～7世紀	跡津川断層帯	M7.9	ほぼ0%	約2,300年～2,700年	1858年 飛越地震	庄川断層帯	M7.9	ほぼ0%	約3,600年～6,900年	11～16世紀	牛首断層帯	M7.7	ほぼ0%	約5,000年～7,100年	11～12世紀	魚津断層帯	M7.3	0.4%以上	8,000年程度以下	不明	活断層名	地震規模	地震発生確率 (30年内)	平均活動間隔	最新活動時期	森本・富樫断層帯	M7.2	2%～8%	1,700年～2,200年程度	約2,000年前 ～4世紀	邑知潟断層帯	M7.6	2%	約1,200年～1,900年程度	約3,200年前 ～9世紀	<p>地震発生確率では、砺波平野断層帯東部及び呉羽山断層帯は「<u>Sランク（高いグループ）</u>」、砺波平野断層帯西部及び魚津断層帯は「<u>Aランク（やや高いグループ）</u>」に属する。(30年以内の地震発生確率が3%以上は「<u>Sランク（高いグループ）</u>」、0.1%以上～3%未満を「<u>Aランク（やや高いグループ）</u>」としている。)</p> <p style="text-align: center;">長期地震評価の内容（地震調査研究推進本部）</p> <table border="1" data-bbox="1064 563 1919 1011"> <thead> <tr> <th>活断層名</th> <th>地震規模</th> <th>主な活断層 における 相対的評価*</th> <th>地震発生確率 (30年内)</th> <th>平均活動間隔</th> <th>最新活動時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砺波平野断層帯西部 (石動、法林寺断層)</td> <td>M7.2</td> <td><u>A</u></td> <td>ほぼ0%～2% もしくはそれ以上</td> <td>約6,000年～12,000年 もしくはそれ以下</td> <td>約6,900年前 ～1世紀</td> </tr> <tr> <td>砺波平野断層帯東部 (高清水断層)</td> <td>M7.0</td> <td><u>S</u></td> <td>0.04%～6%</td> <td>3,000年～ 7,000年程度</td> <td>約4,300年前 ～3,600年前</td> </tr> <tr> <td>呉羽山断層帯</td> <td>M7.2</td> <td><u>S</u></td> <td>ほぼ0%～5%</td> <td>3,000年～ 5,000年程度</td> <td>約3,500年前 ～7世紀</td> </tr> <tr> <td>跡津川断層帯</td> <td>M7.9</td> <td><u>Z</u></td> <td>ほぼ0%</td> <td>約2,300年～ 2,700年</td> <td>1858年 飛越地震</td> </tr> <tr> <td>庄川断層帯</td> <td>M7.9</td> <td><u>Z</u></td> <td>ほぼ0%</td> <td>約3,600年～6,900年</td> <td>11～16世紀</td> </tr> <tr> <td>牛首断層帯</td> <td>M7.7</td> <td><u>Z</u></td> <td>ほぼ0%</td> <td>約5,000年～7,100年</td> <td>11～12世紀</td> </tr> <tr> <td>魚津断層帯</td> <td>M7.3</td> <td><u>A</u></td> <td>0.4%以上</td> <td>8,000年程度以下</td> <td>不明</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><参考>その他本県に影響を及ぼす活断層</p> <table border="1" data-bbox="1048 1070 1912 1295"> <thead> <tr> <th>活断層名</th> <th>地震規模</th> <th>主な活断層 における 相対的評価*</th> <th>地震発生確率 (30年内)</th> <th>平均活動間隔</th> <th>最新活動時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森本・富樫断層帯</td> <td>M7.2</td> <td><u>S</u></td> <td>2%～8%</td> <td>1,700年～2,200年程度</td> <td>約2,000年前 ～4世紀</td> </tr> <tr> <td>邑知潟断層帯</td> <td>M7.6</td> <td><u>A</u></td> <td>2%</td> <td>約1,200年～ 1,900年程度</td> <td>約3,200年前 ～9世紀</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1～3%未満を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」と表記。</p>	活断層名	地震規模	主な活断層 における 相対的評価*	地震発生確率 (30年内)	平均活動間隔	最新活動時期	砺波平野断層帯西部 (石動、法林寺断層)	M7.2	<u>A</u>	ほぼ0%～2% もしくはそれ以上	約6,000年～12,000年 もしくはそれ以下	約6,900年前 ～1世紀	砺波平野断層帯東部 (高清水断層)	M7.0	<u>S</u>	0.04%～6%	3,000年～ 7,000年程度	約4,300年前 ～3,600年前	呉羽山断層帯	M7.2	<u>S</u>	ほぼ0%～5%	3,000年～ 5,000年程度	約3,500年前 ～7世紀	跡津川断層帯	M7.9	<u>Z</u>	ほぼ0%	約2,300年～ 2,700年	1858年 飛越地震	庄川断層帯	M7.9	<u>Z</u>	ほぼ0%	約3,600年～6,900年	11～16世紀	牛首断層帯	M7.7	<u>Z</u>	ほぼ0%	約5,000年～7,100年	11～12世紀	魚津断層帯	M7.3	<u>A</u>	0.4%以上	8,000年程度以下	不明	活断層名	地震規模	主な活断層 における 相対的評価*	地震発生確率 (30年内)	平均活動間隔	最新活動時期	森本・富樫断層帯	M7.2	<u>S</u>	2%～8%	1,700年～2,200年程度	約2,000年前 ～4世紀	邑知潟断層帯	M7.6	<u>A</u>	2%	約1,200年～ 1,900年程度	約3,200年前 ～9世紀	<p>活断層長期評価の表記見直しに伴う修正</p>
活断層名	地震規模	地震発生確率 (30年内)	平均活動間隔	最新活動時期																																																																																																																							
砺波平野断層帯西部 (石動、法林寺断層)	M7.2	ほぼ0%～2% もしくはそれ以上	約6,000年～12,000年 もしくはそれ以下	約6,900年前 ～1世紀																																																																																																																							
砺波平野断層帯東部 (高清水断層)	M7.0	0.04%～6%	3,000年～7,000年程度	約4,300年前 ～3,600年前																																																																																																																							
呉羽山断層帯	M7.2	ほぼ0%～5%	3,000年～5,000年程度	約3,500年前 ～7世紀																																																																																																																							
跡津川断層帯	M7.9	ほぼ0%	約2,300年～2,700年	1858年 飛越地震																																																																																																																							
庄川断層帯	M7.9	ほぼ0%	約3,600年～6,900年	11～16世紀																																																																																																																							
牛首断層帯	M7.7	ほぼ0%	約5,000年～7,100年	11～12世紀																																																																																																																							
魚津断層帯	M7.3	0.4%以上	8,000年程度以下	不明																																																																																																																							
活断層名	地震規模	地震発生確率 (30年内)	平均活動間隔	最新活動時期																																																																																																																							
森本・富樫断層帯	M7.2	2%～8%	1,700年～2,200年程度	約2,000年前 ～4世紀																																																																																																																							
邑知潟断層帯	M7.6	2%	約1,200年～1,900年程度	約3,200年前 ～9世紀																																																																																																																							
活断層名	地震規模	主な活断層 における 相対的評価*	地震発生確率 (30年内)	平均活動間隔	最新活動時期																																																																																																																						
砺波平野断層帯西部 (石動、法林寺断層)	M7.2	<u>A</u>	ほぼ0%～2% もしくはそれ以上	約6,000年～12,000年 もしくはそれ以下	約6,900年前 ～1世紀																																																																																																																						
砺波平野断層帯東部 (高清水断層)	M7.0	<u>S</u>	0.04%～6%	3,000年～ 7,000年程度	約4,300年前 ～3,600年前																																																																																																																						
呉羽山断層帯	M7.2	<u>S</u>	ほぼ0%～5%	3,000年～ 5,000年程度	約3,500年前 ～7世紀																																																																																																																						
跡津川断層帯	M7.9	<u>Z</u>	ほぼ0%	約2,300年～ 2,700年	1858年 飛越地震																																																																																																																						
庄川断層帯	M7.9	<u>Z</u>	ほぼ0%	約3,600年～6,900年	11～16世紀																																																																																																																						
牛首断層帯	M7.7	<u>Z</u>	ほぼ0%	約5,000年～7,100年	11～12世紀																																																																																																																						
魚津断層帯	M7.3	<u>A</u>	0.4%以上	8,000年程度以下	不明																																																																																																																						
活断層名	地震規模	主な活断層 における 相対的評価*	地震発生確率 (30年内)	平均活動間隔	最新活動時期																																																																																																																						
森本・富樫断層帯	M7.2	<u>S</u>	2%～8%	1,700年～2,200年程度	約2,000年前 ～4世紀																																																																																																																						
邑知潟断層帯	M7.6	<u>A</u>	2%	約1,200年～ 1,900年程度	約3,200年前 ～9世紀																																																																																																																						
<p>(略)</p> <p>第6～7 (略)</p>																																																																																																																											

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p style="text-align: center;">※全編差し替え</p> <p>第6節 本県における津波 津波災害対策の検討に当たっては、最大クラスの津波を想定することが重要である。今後、本県で起こり得る大規模な津波を予測し、被害を想定することは、本計画に基づく津波災害対策を推進するうえで前提となるものである。</p> <p>また、津波による被害を想定することは、予防、応急、復旧対策の前提条件が明らかとなり、防災関係機関が津波災害対策を推進するうえにおいて役立つばかりでなく、防災関係機関や県民の津波に対する意識高揚にも大きな効果が期待できる。</p> <p>こうしたことから、本県における過去の津波を把握するとともに、津波被害の想定に基づく津波災害対策を推進する必要がある。</p> <p>第1 想定される津波の適切な設定と対策の基本的考え方</p> <p>1 津波の適切な設定</p> <p>(1) 最大クラスの津波の想定 国、県及び市町村は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。</p> <p>津波の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、津波堆積物調査、海岸地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って津波の発生等をより正確に調査するものとする。なお、地震活動の長期評価を行っている地震調査研究推進本部と連携するものとする。</p> <p>(2) 被害想定 国、県及び市町村は、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行なうものとする。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意するものとする。また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリ</p>	<p>津波災害対策の検討に当たっては、最大クラスの津波を想定することが重要である。今後、本県で起こり得る大規模な津波を予測し、被害を想定することは、本計画に基づく津波災害対策を推進するうえで前提となるものである。</p> <p>また、津波による被害を想定することは、予防、応急、復旧対策の前提条件が明らかとなり、防災関係機関が津波災害対策を推進するうえにおいて役立つばかりでなく、防災関係機関や県民の津波に対する意識高揚にも大きな効果が期待できる。</p> <p>こうしたことから、本県における過去の津波を把握するとともに、津波被害の想定に基づく津波災害対策を推進する必要がある。</p> <p>第1 想定される津波の適切な設定と対策の基本的考え方</p> <p>1 津波の適切な設定</p> <p>(1) 最大クラスの津波の想定 国、県及び市町村は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。</p> <p>津波の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、津波堆積物調査、海岸地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って津波の発生等をより正確に調査するものとする。なお、<u>地震活動の長期評価、地震動及び津波の評価</u>を行っている地震調査研究推進本部と連携するものとする。</p> <p>(2) 被害想定 国、県及び市町村は、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行うものとする。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意するものとする。また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオに</p>	<p>津波シミュレーション調査の実施に伴う修正</p>

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
<p>オには一定の限界があることに留意する。とりわけ、津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要がある。また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火、大規模な地すべり等によって生じる津波もありうることに留意する。</p> <p>2 津波災害対策のための基本的な考え方</p> <p>(1) 本県における津波の想定</p> <p>国の防災基本計画においては、津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定（主に太平洋側の海溝型地震を想定）することを基本としている。</p> <p>ア <u>最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波</u> <u>比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。</u></p> <p>イ <u>発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波</u> <u>住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラなどの活用、土地のかさ上げ、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築規制などを組み合わせるとともに、臨海部の産業・物流機</u></p>	<p>は一定の限界があることに留意する。とりわけ、津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要がある。また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火、大規模な地すべり等によって生じる津波もありうることに留意する。</p> <p>2 津波災害対策のための基本的な考え方</p> <p>国の防災基本計画においては、津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定（主に太平洋側の海溝型地震を想定）することを基本としている。</p> <p>ア <u>発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波</u> <u>住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラなどの活用、土地のかさ上げ、避難場所（津波避難ビル等を含む。）や避難路・避難階段などの整備・確保などの警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限などハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせる「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。</u></p> <p>イ <u>最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波</u> <u>比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。</u></p>	

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																				
<p><u>能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。</u></p> <p><u>富山県では、海溝型地震ではなく、活断層地震による津波が想定されており、上記アの百年に一度程度の「発生頻度の高い津波」は、文献調査において確認されていない。上記イについても、文献調査において、東日本大震災のような（600～1,000年に一度と推定されている）海溝型の津波は確認されていない。</u></p> <p><u>しかしながら、富山県では、念のため、あらゆる可能性を考慮して県民の一層の安全・安心の確保に資するため、さらに発生確度の極めて低い3～5千年に一度程度の活断層（呉羽山断層帯）や、未確認の断層（糸魚川沖や能登半島沖の断層）による津波を想定することとする。</u></p> <p>第2 過去の津波</p> <p><u>本県で発生した過去の津波としては、1833年山形県沖地震、近年では1964年新潟地震津波、1983年日本海中部地震津波、1993年北海道南西沖地震津波が挙げられる。（被害の記述なし）</u></p> <table border="1" data-bbox="152 869 1016 1102"> <thead> <tr> <th>発生年月日</th> <th>地震の名称</th> <th>地震規模</th> <th>富山県での記録</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1833年12月7日</td> <td>山形県沖地震</td> <td>M7.8</td> <td>氷見で1～2mの高さ</td> </tr> <tr> <td>1964年6月16日</td> <td>新潟地震</td> <td>M7.5</td> <td>検潮記録による高さで、魚津38cm（推算潮位上）、富山48cm（TP上）、伏木61cm（TP上）</td> </tr> <tr> <td>1983年5月26日</td> <td>日本海中部地震</td> <td>M7.7</td> <td>現地調査による高さで、滑川市0.43m、新湊市0.34m、高岡市0.65m、氷見市0.72m、氷見市中安0.15m</td> </tr> <tr> <td>1993年7月12日</td> <td>北海道南西沖地震</td> <td>M7.8</td> <td>最大全振幅で、富山17cm、萩浦橋（富山）13cm、富山新港22cm、伏木港17cm</td> </tr> </tbody> </table> <p>「日本被害津波総覧【第2版】」（東京大学出版会）による。</p>	発生年月日	地震の名称	地震規模	富山県での記録	1833年12月7日	山形県沖地震	M7.8	氷見で1～2mの高さ	1964年6月16日	新潟地震	M7.5	検潮記録による高さで、魚津38cm（推算潮位上）、富山48cm（TP上）、伏木61cm（TP上）	1983年5月26日	日本海中部地震	M7.7	現地調査による高さで、滑川市0.43m、新湊市0.34m、高岡市0.65m、氷見市0.72m、氷見市中安0.15m	1993年7月12日	北海道南西沖地震	M7.8	最大全振幅で、富山17cm、萩浦橋（富山）13cm、富山新港22cm、伏木港17cm	<p>第2 津波シミュレーション調査</p> <p>1 調査にあたり想定した津波（最大クラスの津波）</p> <p>国では、太平洋側の海溝型地震を前提とした2つのレベルの津波を想定。</p> <p>(1) <u>発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（L2）</u></p> <p>(2) <u>(1)より発生頻度は高く、津波高は低いものの、大きな被害をもたらす津波（L1）</u></p>	
発生年月日	地震の名称	地震規模	富山県での記録																			
1833年12月7日	山形県沖地震	M7.8	氷見で1～2mの高さ																			
1964年6月16日	新潟地震	M7.5	検潮記録による高さで、魚津38cm（推算潮位上）、富山48cm（TP上）、伏木61cm（TP上）																			
1983年5月26日	日本海中部地震	M7.7	現地調査による高さで、滑川市0.43m、新湊市0.34m、高岡市0.65m、氷見市0.72m、氷見市中安0.15m																			
1993年7月12日	北海道南西沖地震	M7.8	最大全振幅で、富山17cm、萩浦橋（富山）13cm、富山新港22cm、伏木港17cm																			
<p>第3 津波シミュレーション調査</p> <p>1 調査にあたり想定した津波</p> <p>国では、2つのレベルの津波を想定（太平洋側の海溝型地震を想定）</p> <p>(1) <u>発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波</u></p> <p>(2) <u>発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波</u></p>																						

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>本県では、海溝型地震ではなく、活断層地震による津波が想定されており、<u>上記（１）の百年に一度程度の「発生頻度の高い津波」は文献調査において確認されていない。上記（２）についても、文献調査において、東日本大震災のような（600～1,000年と推定される）海溝型の津波は確認されていない。国においては、太平洋側の東海・東南海・南海地震などの海溝型地震による津波や、日本海側では、北海道沖から新潟県沖にかけての日本海東縁部で発生する地震による津波など、発生頻度の高い津波を想定して調査を実施しているが、本県の近海においては、調査が実施されていない。本県では、念のため、あらゆる可能性を考慮して、県民の一層の安全・安心の確保に資するため、さらに発生確率の極めて低い、3～5千年に一度程度の活断層（呉羽山断層帯）や、未確認の断層（糸魚川沖や能登沖の断層）による津波を想定することとする。</u></p> <p><u>また、参考までにこれまで連動が確認されていない断層が連動する場合（糸魚川沖の断層）も想定し、さらに、最悪の事態を想定し、海岸保全施設等が「機能する場合」に加え、「破壊される場合」も想定することとする。</u></p>	<p>本県では、海溝型地震ではなく、活断層地震による津波が想定されており、<u>上記（１）については、文献調査において、600～1,000年に一度と推定される東日本大震災のような海溝型の甚大な被害をもたらす津波は確認されていない。</u></p> <p><u>また、上記（２）の「比較的発生頻度の高い津波」についても、文献調査において被害をもたらすような津波は確認されていない。</u></p> <p><u>しかしながら、本県では、県民の安全・安心の確保のため、想定外ということがないようにあらゆる可能性を考慮して、念のため、平成23年度に富山県に影響を及ぼすおそれのある津波についてシミュレーション調査を実施した。</u></p> <p><u>その後、津波防災地域づくりに関する法律等に基づき平成26年8月に国土交通省等の「日本海における大規模地震に関する調査検討会」から、また、平成27年10月には東京大学地震研究所の「日本海地震・津波調査プロジェクト」から、日本海域における新たな断層モデル等が公表された。</u></p> <p><u>本県では、新たな科学的知見の公表を受け、県防災会議地震対策部会で津波シミュレーション調査について審議いただき、その結果、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定に必要な調査の対象とする断層は、「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が公表した糸魚川沖（F41）及び富山湾西側（F45）の断層並びに平成24年3月に富山県が公表した「富山県津波シミュレーション調査」の対象断層のうち、呉羽山断層帯とする。</u></p>	

対象断層の位置

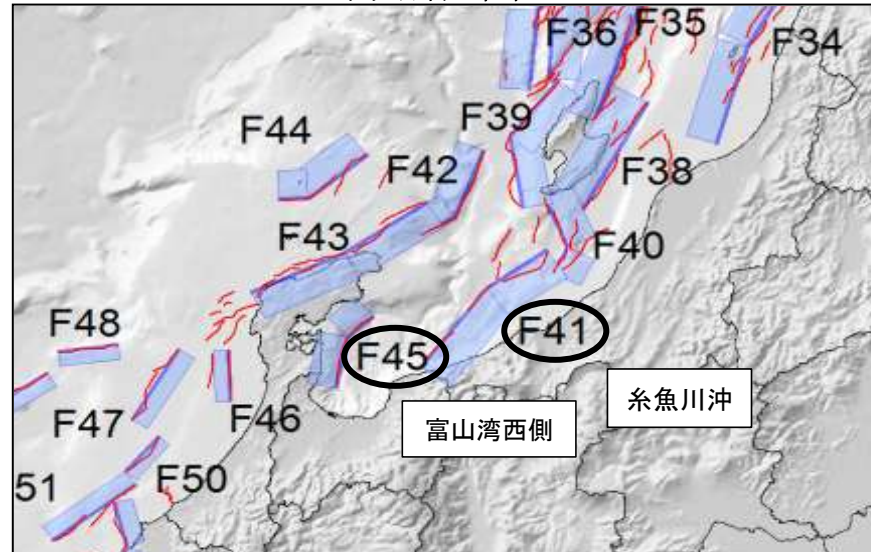


図1：日本海における大規模地震に関する調査検討会報告書
（平成26年8月公表）断層位置図（抜粋）

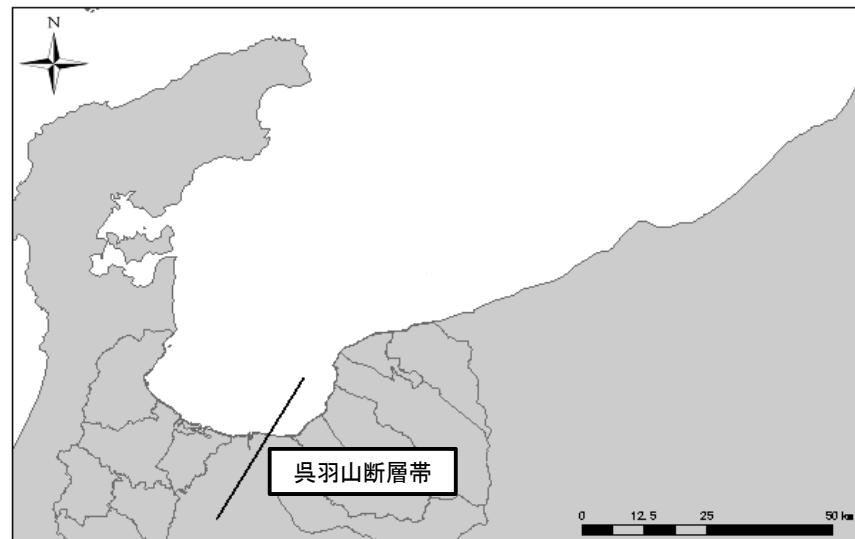


図2：富山県津波シミュレーション調査（平成24年3月公表）
対象断層位置図

また、東京大学地震研究所が公表した「日本海地震・津波調査プロジェクト」の研究成果については、今後、さらに国の地震調査研究推進本部において、地震の規模や発生確率等の長期評価が検討されるが、防災上の観点から、長期評価の公表を待つことなく、参考として、①富山湾西側の断層（TB1、TB2の連動）②能登半島南東沖の断層（TB3）③魚津沖の断層（TB4）④糸魚川沖の断層（TB5）⑤糸魚川沖の断層（TB6）⑥糸魚川沖の断層（JO1、JO2の連動）について、調査を行う。

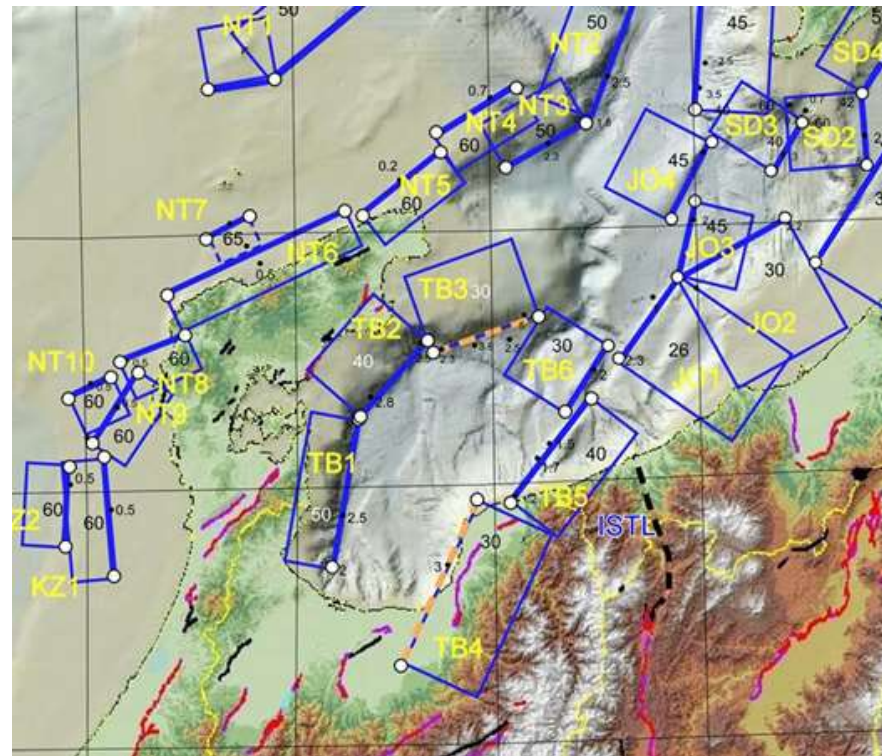


図3：日本海地震・津波調査プロジェクト成果報告書
（平成27年10月公表）断層位置図（抜粋）

現行地域防災計画

修正案（変更部分のみ記載）

備考

2 調査内容

(1) 富山県沿岸域で想定される津波高、到達時間、浸水想定図

(2) 津波による人的被害、建物被害の予測

3 対象地震

対象地震	地震規模	地震により隆起する地盤	
		すべり量	長さ、幅
① 呉羽山断層帯の地震	M7.4	2.9m	長さ 35 km 幅 22 km
② 糸魚川沖地震（※）	M7.2	2.2m	長さ 28 km 幅 44 km
③ 能登半島沖地震（※）	M7.2	2.2m	長さ 28 km 幅 44 km

<参考>

対象地震	地震規模	地震により隆起する地盤	
		すべり量	長さ、幅
糸魚川沖地震（※） 【断層が連動する場合】	M8.0	6.6m	長さ 84 km 幅 44 km

（※）国の地震調査研究推進本部において、断層の存在、長さ等が、明確には確認されていない。

【参考】過去に富山県に來襲した津波

発生年	地震の名称	地震規模	富山県での記録(被害報告なし)
1833年	山形県沖	M7.8	氷見 2m
1964年	新潟	M7.5	伏木 60cm、魚津 56cm、富山 48cm、富山新港 44cm
1983年	日本海中部	M7.7	滑川 43cm、富山 20cm、高岡 19cm、新湊 17cm
1993年	北海道南西沖	M7.8	富山新港 11cm、伏木港 11cm、富山 10cm

※出典：東北大学災害科学国際研究所等「津波痕跡データベース」(痕跡高)

2 調査内容

(1) 富山県沿岸域で想定される最大クラスの津波による浸水想定面積、市町ごとの最高津波水位、最高津波到達時間、海面変動影響開始時間の予測

(2) 津波による人的被害、建物被害の予測

3 対象断層

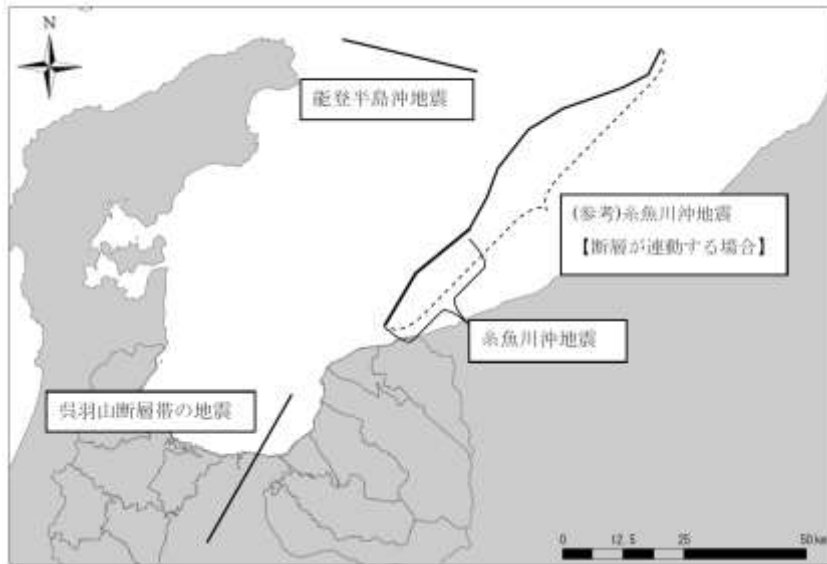
対象断層	想定地震規模	地震により隆起する地盤	
		想定平均すべり量	想定長さ、幅
糸魚川沖(F 4 1) ※ 3つの断層の連動を想定	M7.6	4.66m (最大クラス推定式)	長さ 86 km 幅 23 km
富山湾西側(F 4 5) ※ 2つの断層の連動を想定	M7.2	2.77m (最大クラス推定式)	長さ 43 km 幅 18 km
呉羽山断層帯	M7.4	2.90m (実測値)	長さ 35 km 幅 22 km

現行地域防災計画

修正案（変更部分のみ記載）

備考

対象断層の位置



4 調査結果の概要（浸水想定 巻末図7）

富山県に影響を及ぼす恐れのある津波について、シミュレーション調査を行った結果、本県における津波の特徴は以下のとおりである。

ア 地震発生から津波到達までの時間は早いところで1

（参考として調査した「日本海地震・津波調査プロジェクト」の断層）

T B 1、2の連動 ※T B 1 & 2（連動）	M7.3	3.03m (最大クラス推定式)	長さ 54 km 幅 17 km
T B 3	M7.0	2.40m (最大クラス推定式)	長さ 24 km 幅 23 km
T B 4	M7.3	3.05m (最大クラス推定式)	長さ 40 km 幅 24 km
T B 5	M7.1	2.47m (最大クラス推定式)	長さ 29 km 幅 21 km
T B 6	M6.8	1.98m (最大クラス推定式)	長さ 17 km 幅 18 km
J O 1、2の連動 ※J O 1 & 2（連動）	M7.5	4.16m (最大クラス推定式)	長さ 48 km 幅 34 km

4 調査結果の概要（浸水想定 巻末図7）

富山県沿岸域で想定される最大クラスの津波について、シミュレーション調査を行った結果、本県における津波の主な特徴は、次のとおりである。

ア 浸水深5mを超える区域は、沿岸から概ね10m以内

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																																																										
<p>～2分と短いこと</p> <p>イ 津波高は最大で滑川市の2.3～7.1mであり、海溝型地震による津波に比べ低いこと</p> <p>ウ 大きな津波は第1波のみで、継続時間は約3分と短いこと</p> <p>エ 5mを超える浸水は、海岸から概ね10m以内であること</p>	<p>で、沿岸のごく一部の地域に限られる。</p> <p>イ 津波水位は、入善町の10.2mが最高（対象断層F45）。</p> <p>ウ 最高水位は第1波又は第2波で、その後、急激に減衰する（継続時間が短い）。</p> <p>エ 海面が変動を開始する時間が全般的に早い。また、最高津波の到達時間が早い地域もある。</p> <p>（例：富山湾西側(F45)の場合 → 入善町10.2mが7分後 呉羽山断層帯の場合 → 滑川市6.8mが3分後、 糸魚川沖(F41)の場合 → 高岡市3.3mが16分後、に到達）</p> <p>(1) 市町ごとの浸水想定面積の予測</p> <p>ア 法律に基づく津波浸水想定の対象断層による津波 (単位：km²)</p> <table border="1" data-bbox="1064 643 1912 1082"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市町</th> <th colspan="3">断層別浸水面積</th> <th rowspan="2">最大浸水面積 (重ね合せ)</th> </tr> <tr> <th>糸魚川沖(F41)</th> <th>富山湾西側(F45)</th> <th>呉羽山断層帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氷見市</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.9</td> <td>2.4</td> </tr> <tr> <td>高岡市</td> <td>0.7</td> <td>0.3</td> <td>0.3</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>射水市</td> <td>5.1</td> <td>1.8</td> <td>3.1</td> <td>5.4</td> </tr> <tr> <td>富山市</td> <td>2.0</td> <td>1.4</td> <td>1.6</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>滑川市</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> <td>1.2</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>魚津市</td> <td>0.4</td> <td>0.5</td> <td>0.7</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>黒部市</td> <td>0.5</td> <td>1.6</td> <td>0.5</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>入善町</td> <td>0.5</td> <td>2.8</td> <td>0.1</td> <td>2.8</td> </tr> <tr> <td>朝日町</td> <td>0.5</td> <td>0.4</td> <td>0.1</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>11.8</td> <td>10.6</td> <td>9.4</td> <td>17.9</td> </tr> </tbody> </table>	市町	断層別浸水面積			最大浸水面積 (重ね合せ)	糸魚川沖(F41)	富山湾西側(F45)	呉羽山断層帯	氷見市	2.0	1.5	1.9	2.4	高岡市	0.7	0.3	0.3	0.7	射水市	5.1	1.8	3.1	5.4	富山市	2.0	1.4	1.6	2.5	滑川市	0.1	0.3	1.2	1.2	魚津市	0.4	0.5	0.7	0.8	黒部市	0.5	1.6	0.5	1.6	入善町	0.5	2.8	0.1	2.8	朝日町	0.5	0.4	0.1	0.5	合計	11.8	10.6	9.4	17.9	
市町	断層別浸水面積			最大浸水面積 (重ね合せ)																																																								
	糸魚川沖(F41)	富山湾西側(F45)	呉羽山断層帯																																																									
氷見市	2.0	1.5	1.9	2.4																																																								
高岡市	0.7	0.3	0.3	0.7																																																								
射水市	5.1	1.8	3.1	5.4																																																								
富山市	2.0	1.4	1.6	2.5																																																								
滑川市	0.1	0.3	1.2	1.2																																																								
魚津市	0.4	0.5	0.7	0.8																																																								
黒部市	0.5	1.6	0.5	1.6																																																								
入善町	0.5	2.8	0.1	2.8																																																								
朝日町	0.5	0.4	0.1	0.5																																																								
合計	11.8	10.6	9.4	17.9																																																								

現行地域防災計画

修正案（変更部分のみ記載）

備考

イ 参考として調査した断層（日本海地震・津波調査プロジェクト）による津波

（単位：km²）

市町	断層別浸水面積						最大浸水面積 (全断層重ね合せ)
	TB1&2(連動)	TB3	TB4	TB5	TB6	JO1&2(連動)	
氷見市	2.7	0.5	1.4	0.6	0.4	1.3	2.9
高岡市	0.6	0.1	0.4	0.2	0.1	0.4	0.8
射水市	2.9	1.0	1.9	1.3	0.5	2.7	5.5
富山市	2.7	0.3	1.3	0.6	0.1	0.6	3.1
滑川市	1.1	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	1.3
魚津市	1.1	0.3	0.6	0.3	0.2	0.3	1.1
黒部市	3.0	0.1	0.9	0.1	0.1	0.1	3.0
入善町	4.1	0.1	0.2	0.1	0.0	0.1	4.1
朝日町	0.8	0.2	0.1	0.1	0.1	0.3	0.8
合計	19.1	2.5	6.9	3.2	1.4	5.9	22.7

※浸水面積は、河川等部分を含めた陸域部の浸水深1cm以上の浸水範囲の合計値。

※最大浸水域は、すべての断層を重ねあわせた最大の浸水範囲の面積。

※数値は四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(1) 津波高及び最大津波高の到達時間の予測

<参考>

沿岸市町	①呉羽山断層帯の地震		②糸魚川沖地震（※）		③能登半島沖地震（※）		糸魚川沖地震（※） 【断層が連動する場合】	
	津波高	最大津波高の到達時間	津波高	最大津波高の到達時間	津波高	最大津波高の到達時間	津波高	最大津波高の到達時間
	地震規模 M7.4 長さ 35km すべり量 2.9m		地震規模 M7.2 長さ 28km すべり量 2.2m		地震規模 M7.2 長さ 28km すべり量 2.2m		地震規模 M8.0 長さ 84km すべり量 6.6m	
富山市	1.4~5.2m	1分	0.4~1.5m	11分	0.4~1.1m	13分	1.9~3.6m	13分
高岡市	0.8~1.8m	4分	0.1~1.0m	14分	0.2~1.1m	15分	0.8~3.5m	18分
魚津市	1.3~4.8m	2分	0.2~0.9m	8分	0.2~0.5m	10分	1.3~3.0m	14分
氷見市	1.2~3.9m	5分	0.5~1.4m	12分	0.3~1.1m	14分	2.1~4.6m	12分
滑川市	2.3~7.1m	2分	0.3~0.7m	10分	0.3~0.5m	11分	1.5~2.9m	15分
黒部市	0.8~3.5m	2分	0.2~0.8m	6分	0.2~0.5m	8分	1.1~3.2m	6分
射水市	0.8~3.1m	1分	0.1~1.5m	13分	0.1~1.5m	15分	0.4~3.9m	14分
入善町	0.8~2.3m	3分	0.4~2.5m	5分	0.2~1.4m	7分	1.5~5.0m	5分
朝日町	0.5~1.2m	9分	0.9~2.7m	3分	0.6~1.9m	8分	2.5~5.6m	3分

（※）国の地震調査研究推進本部において、断層の存在、長さ等が、明確には確認されていない。

(2) 最高津波水位及び最高津波の到達時間、海面変動影響開始時間の予測

ア 法律に基づく津波浸水想定の対象断層による津波

市町	糸魚川沖(F41)			富山湾西側(F45)			呉羽山断層帯		
	最高津波		海面変動影響開始時間(分)	最高津波		海面変動影響開始時間(分)	最高津波		海面変動影響開始時間(分)
	水位(T.P. m)	到達時間(分)		水位(T.P. m)	到達時間(分)		水位(T.P. m)	到達時間(分)	
氷見市	3.8	15	9	7.2	10	1分未満	4.6	25	2
高岡市	3.3	16	12	3.2	18	3	2.4	28	2
射水市	3.5	64	11	4.2	7	3	4.1	17	1分未満
富山市	4.3	48	10	4.7	11	2	5.5	2	1分未満
滑川市	3.1	16	9	5.6	9	2	6.8	3	1分未満
魚津市	3.1	16	7	4.9	6	1	5.5	2	1分未満
黒部市	3.2	19	5	5.0	6	1分未満	3.6	4	1
入善町	5.3	27	3	10.2	7	2	2.7	10	2
朝日町	5.7	40	1分未満	6.3	9	3	2.8	33	8

■：各市町で最高津波の断層

イ 参考として調査した断層（日本海地震・津波調査プロジェクト）による津波

市町	TB1&2(連動)			TB3			TB4		
	最高津波		海面変動影響開始時間(分)	最高津波		海面変動影響開始時間(分)	最高津波		海面変動影響開始時間(分)
	水位(T.P. m)	到達時間(分)		水位(T.P. m)	到達時間(分)		水位(T.P. m)	到達時間(分)	
氷見市	6.4	10	1分未満	2.1	110	10	3.9	20	3
高岡市	4.1	17	1	1.6	15	12	3.3	10	4
射水市	6.0	4	1	1.9	14	12	3.7	9	3
富山市	6.2	11	1分未満	2.3	14	10	5.0	14	1分未満
滑川市	7.5	9	1	1.8	27	9	3.7	5	1分未満
魚津市	6.4	6	1	2.0	16	8	3.9	4	1分未満
黒部市	6.1	6	1分未満	1.9	14	7	4.7	4	1分未満
入善町	11.5	7	1	3.6	9	7	4.5	6	1分未満
朝日町	8.0	9	3	4.3	9	7	4.4	25	1分未満

市町	TB5			TB6			JO1&2(連動)		
	最高津波		海面変動影響開始時間(分)	最高津波		海面変動影響開始時間(分)	最高津波		海面変動影響開始時間(分)
	水位(T.P. m)	到達時間(分)		水位(T.P. m)	到達時間(分)		水位(T.P. m)	到達時間(分)	
氷見市	2.2	14	11	1.6	26	12	3.4	42	15
高岡市	2.3	15	12	1.4	16	1分未満	2.5	19	16
射水市	2.6	14	12	1.8	19	1分未満	2.8	21	16
富山市	2.8	46	10	1.7	19	11	2.9	21	14
滑川市	1.7	35	9	1.4	16	10	1.7	18	13
魚津市	2.2	17	7	1.5	17	1分未満	2.0	19	12
黒部市	1.8	30	5	1.6	15	1分未満	2.5	16	10
入善町	3.8	5	1	1.9	42	7	3.5	36	8
朝日町	3.4	55	1分未満	2.2	52	5	4.9	9	7

※「津波水位」は、海岸線から沖合約30m地点における津波の水位を標高で表示。

※それぞれの市町における最大津波水位の地点、海面変動影響開始時間が最も早くなる地点は別々に集計しており、2つの地点は異なる場合がある。

※気象庁が発表する「津波の高さ」は平常潮位（津波がなかった場合の同じ時間の潮位）からの高さなので、津波水位、津波高とは異なる。

※標高は東京湾平均海面からの高さ（単位:T.P+m）として表示。

※時間については分単位で、分未満は切り捨て（例：5.5分 → 5分）。

※地形や構造物等の影響により、沿岸域の「浸水深」は上記の「最高津波水位」よりも小さくなっている。

現行地域防災計画							修正案（変更部分のみ記載）									備考
(2) 被害想定予測とその軽減効果 ア 被害想定予測							(3) 被害想定予測とその軽減効果 ア 被害想定予測									
想定地震	海岸保全施設等が機能する場合			海岸保全施設等が破壊される場合			沿岸 市町	①糸魚川沖(F41) 想定地震規模 M7.6 想定長さ 86km 想定平均すべり量 4.66m			②富山湾西側(F45) 想定地震規模 M7.2 想定長さ 43km 想定平均すべり量 2.77m			③呉羽山断層帯 想定地震規模 M7.4 想定長さ 35km 想定平均すべり量 2.90m		
	木造建物(棟)		死者(人)	木造建物(棟)		死者(人)		木造建物		死者(人)	木造建物		死者(人)	木造建物		死者(人)
全壊	半壊	全壊		半壊	全壊		半壊	全壊	半壊		全壊	半壊				
①呉羽山断層帯の地震	187	392	105	395	1,279	125	氷見市	220	363	12	4	44	21	165	418	6
②糸魚川沖地震(※)	4	55	11	18	124	11	高岡市	1	53	1	3	16	2	0	3	0
③能登半島沖地震(※)	4	35	8	19	82	9	射水市	43	362	6	0	73	4	9	182	9
<参考>							富山市	67	132	0	31	48	2	16	55	9
想定地震	海岸保全施設等が機能する場合			海岸保全施設等が破壊される場合			滑川市	0	8	0	3	29	2	89	426	38
想定地震	木造建物(棟)		死者(人)	木造建物(棟)		死者(人)	魚津市	0	93	15	3	78	21	11	180	31
	全壊	半壊		全壊	半壊		全壊	半壊	黒部市	0	3	1	9	147	41	0
糸魚川沖地震(※) 【断層が連動する場合】	934	2,398	285	1,589	4,863	322	入善町	0	0	0	7	62	11	0	0	0
(※) 国の地震調査研究推進本部において、断層の存在、長さ等が、明確には確認されていない。							朝日町	1	6	0	1	2	1	0	0	0
							計	332	1,020	35	61	499	105	290	1,270	99
							※死者数は、深夜人口をもとに、「早期避難70%、用事後避難30%」の場合の数値									

現行地域防災計画

修正案（変更部分のみ記載）

備考

（参考として調査した「日本海地震・津波調査プロジェクト」の断層）

沿岸 市町	TB1&2(連動)			TB3			TB4		
	想定地震規模 M7.3 想定長さ 54km 想定平均すべり量 3.03m			想定地震規模 M7.0 想定長さ 24km 想定平均すべり量 2.40m			想定地震規模 M7.3 想定長さ 40km 想定平均すべり量 3.05m		
	木造建物		死者 (人)	木造建物		死者 (人)	木造建物		死者 (人)
全壊	半壊	全壊		半壊	全壊		半壊		
氷見市	92	486	78	0	0	0	7	161	8
高岡市	20	25	6	0	0	0	3	23	2
射水市	0	181	28	0	0	0	93	46	6
富山市	40	244	17	0	0	0	36	52	6
滑川市	69	271	27	0	0	0	0	3	0
魚津市	112	489	63	0	2	3	4	67	24
黒部市	154	650	119	0	0	0	15	71	23
入善町	40	237	31	0	0	0	0	0	0
朝日町	4	12	5	0	1	0	0	0	0
計	531	2,595	374	0	3	3	158	423	69

沿岸 市町	TB5			TB6			JO1&2(連動)		
	想定地震規模 M7.1 想定長さ 29km 想定平均すべり量 2.47m			想定地震規模 M6.8 想定長さ 17km 想定平均すべり量 1.98m			想定地震規模 M7.5 想定長さ 48km 想定平均すべり量 4.16m		
	木造建物		死者 (人)	木造建物		死者 (人)	木造建物		死者 (人)
全壊	半壊	全壊		半壊	全壊		半壊		
氷見市	0	4	0	0	0	0	13	216	1
高岡市	0	2	0	0	0	0	0	6	0
射水市	0	2	0	0	0	0	0	48	0
富山市	6	23	0	0	0	0	0	22	0
滑川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
魚津市	0	3	3	0	2	3	0	2	3
黒部市	0	0	0	0	0	0	0	2	0
入善町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
朝日町	0	0	0	0	0	0	0	1	0
計	6	34	3	0	2	3	13	297	4

現行地域防災計画							修正案（変更部分のみ記載）				備考
イ 人的被害の軽減効果の予測（避難意識の向上）							イ 人的被害の軽減効果の予測				(人)
想定地震	海岸保全施設等が機能する場合			海岸保全施設等が破壊される場合			想定地震	早期避難率 低 〔早期避難20% 用事後避難50% 切迫避難・避難無30%〕	早期避難率 高 +呼びかけ 〔早期避難70% 用事後避難30%〕	全員迅速避難 〔早期避難100%〕	
	意識が低い場合 (避難率 68%)	国の目標 (避難率 77%)	意識が高い場合 (避難率 98%)	意識が低い場合 (避難率 68%)	国の目標 (避難率 77%)	意識が高い場合 (避難率 98%)					
①呉羽山断層帯の地震	105人	99人 (▲6人)	70人 (▲35人)	125人	120人 (▲5人)	87人 (▲38人)	①糸魚川沖(F41)	92 (+57)	35	17 (▲18)	
②糸魚川沖地震(※)	11人	9人 (▲2人)	5人 (▲6人)	11人	9人 (▲2人)	6人 (▲5人)	②富山湾西側(F45)	118 (+13)	105	98 (▲7)	
③能登半島沖地震(※)	8人	8人 (0人)	3人 (▲5人)	9人	8人 (▲1人)	4人 (▲5人)	③呉羽山断層帯	119 (+20)	99	93 (▲6)	
<参考>											
想定地震	海岸保全施設等が機能する場合			海岸保全施設等が破壊される場合			想定地震	早期避難率 低 〔早期避難20% 用事後避難50% 切迫避難・避難無30%〕	早期避難率 高 +呼びかけ 〔早期避難70% 用事後避難30%〕	全員迅速避難 〔早期避難100%〕	
	意識が低い場合 (避難率 68%)	国の目標 (避難率 77%)	意識が高い場合 (避難率 98%)	意識が低い場合 (避難率 68%)	国の目標 (避難率 77%)	意識が高い場合 (避難率 98%)					
糸魚川沖地震(※)	285人	251人 (▲34人)	40人 (▲245人)	322人	295人 (▲27人)	49人 (▲273人)					
【断層が連動する場合】											
(※) 国の地震調査研究推進本部において、断層の存在、長さ等が、明確には確認されていない。											
(※) 避難率については、国の中央防災会議（H18.1、H20.12）で用いられた率（68%、77%、98%）を採用。											
							(参考として調査した「日本海地震・津波調査プロジェクト」の断層)				
							TB1&2(連動)	396 (+22)	374	361 (▲13)	
							TB3	5 (+2)	3	1 (▲2)	
							TB4	79 (+10)	69	64 (▲5)	
							TB5	7 (+4)	3	1 (▲2)	
							TB6	5 (+2)	3	1 (▲2)	
							JO1&2(連動)	16 (+12)	4	1 (▲3)	

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																
<p>第2章 地震・津波災害予防対策</p> <p>第1節 防災都市づくり</p> <p>第1～2 (略)</p> <p>第3 建築物の耐震不燃化の促進</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 建築物の耐震化（県全部局）</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 耐震性向上の支援措置</p> <p>ア 住宅の耐震改修のための支援措置 (略)</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 富山県住みよい家づくり資金融資</p> <table border="1" data-bbox="264 655 1023 788"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>c 融 資 利 率</td> <td>1.7% (固定) (平成23年10月現在)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ～ウ (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>第2節 都市基盤等の安全性の強化</p> <p>第1 公共土木施設等の耐震性等強化</p> <p>1 道路、鉄道、港湾等交通施設の整備（北陸地方整備局、県土木部、県農林水産部、各鉄道事業者）</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 港湾・漁港施設の整備 (略)</p> <p>ア 防災の拠点となる伏木富山港（伏木地区、新湊地区、富山地区）、魚津港、氷見漁港、宮崎漁港については、耐震強化岸壁を整備する（伏木富山港（新湊地区）、魚津港、宮崎漁港、氷見漁港整備済）。</p> <p>イ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	区 分	内 容	(略)		c 融 資 利 率	1.7% (固定) (平成23年10月現在)	(略)		<table border="1" data-bbox="1167 655 1926 788"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>c 融 資 利 率</td> <td>1.7% (固定) (平成28年12月現在)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>ア 防災の拠点となる伏木富山港（伏木地区、新湊地区、富山地区）、魚津港、氷見漁港、宮崎漁港については、耐震強化岸壁を整備する（伏木富山港（伏木地区、新湊地区）、魚津港、宮崎漁港、氷見漁港整備済）。</p>	区 分	内 容	(略)		c 融 資 利 率	1.7% (固定) (平成28年12月現在)	(略)		<p>時点修正</p> <p>整備状況の進捗に伴う修正</p>
区 分	内 容																	
(略)																		
c 融 資 利 率	1.7% (固定) (平成23年10月現在)																	
(略)																		
区 分	内 容																	
(略)																		
c 融 資 利 率	1.7% (固定) (平成28年12月現在)																	
(略)																		

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>2～3（略）</p> <p>第2 ライフライン施設の安全性強化</p> <p>1（略）</p> <p>2 ガス施設における災害予防対策（中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、県生活環境文化部、日本海ガス、高岡ガス、（一社）日本コミュニティーガス協会北陸支部、（一社）富山県エルピーガス協会）</p> <p>（1）都市ガス及び簡易ガス（略）</p> <p>ア 耐震性の向上とガス事故防止</p> <p>（ア）（略）</p> <p>（イ）ガス供給設備（ガス導管等）（略）</p> <p>経年管、即ち既設鋼管ねじ継手^{※2}及びねずみ鋳鉄管^{※3}、印ろう型継手^{※4}等の導管についても、計画的入取替及び他工事の機会をとらえ、積極的に前記の耐震性の高い導管への更新を促進する。</p> <p>（ウ）需要家設備（略）</p> <p>また、一般家庭におけるガス事故防止策としては、ガスメーターに異常流量遮断及び感震遮断機能を有するマイコンメーター^{※5}の設置を促進するほか、ガス消費機器類についても安全機能（不完全燃焼防止機能、立ち消え安全装置、加熱防止（機能）装置）付き機器やガス警報器の普及促進に努める。</p> <p>イ 防災システム、情報収集システムの充実</p> <p>（ア）防災システム（略）</p> <p>a～d（略）</p> <p>e 導管網の圧力と流量監視</p> <p>導管網の主要な地点に、テレメーター、テレコンを設置し、供給区域内の導管内圧力を監視し、ガバナ^{※6}には、圧力及び流量等の集中監視システムの設置に努め、常時監視体制を充実する。</p> <p>（イ）（略）</p>	<p>経年管、即ち既設鋼管ねじ継手^{※2}を用いた導管についても、計画的入取替及び他工事の機会をとらえ、積極的に前記の耐震性の高い導管への更新を促進する。</p> <p>また、一般家庭におけるガス事故防止策としては、ガスメーターに異常流量遮断及び感震遮断機能を有するマイコンメーター^{※3}の設置を促進するほか、ガス消費機器類についても安全機能（不完全燃焼防止機能、立ち消え安全装置、加熱防止（機能）装置）付き機器やガス警報器の普及促進に努める。</p> <p>導管網の主要な地点に、テレメーター、テレコンを設置し、供給区域内の導管内圧力を監視し、ガバナ^{※4}には、圧力及び流量等の集中監視システムの設置に努め、常時監視体制を充実する。</p>	<p>（各編共通）対策完了に伴う修正</p> <p>（各編共通）番号の繰り上げ</p> <p>（各編共通）同上</p>

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>ウ～エ（略）</p> <p>※1～※2（略）</p> <p>※3 <u>ねずみ鋳鉄管</u> <u>いわゆる鋳物と呼ばれる鋳鉄品で、ダクタイル鋳鉄管が開発された以前（昭和41年）まで使われた鋳鉄管。材料組成中の黒鉛分が片状化しているため脆く、曲げや衝撃に弱いので折れや割れが発生しやすい。</u></p> <p>※4 <u>印ろう型継手</u> <u>鋳鉄管接合方法の一つとして使われる継手で、管の受け口へ管体を差し込み、その間に麻とセメントや鉛を充てんして気密を保持している。この接合方法では地盤変動があると継手ゆるみが発生しやすく、最近では気密保持にはゴムリングを用いており、この接合方法は使われない。</u></p> <p>※5 <u>マイコンメーター</u> （略）</p> <p>※6 <u>ガバナ</u> （略）</p> <p>（2）LPガス （略）</p> <p>ア <u>ボンベ（容器）の転倒及び流出防止措置</u> 販売店等は、鎖がけ等の方法により、ボンベの転倒流出防止措置を講ずるとともに、その定期点検を実施して維持管理を行う。</p> <p>イ <u>感震機能付き安全器具の普及促進</u> 販売店等は、ガス漏れ又は火災防止のため、感震器付ガスメーター又は耐震自動ガス遮断器、ガス放出防止器及びSiセンサーコンロ*の普及促進に努める。</p> <p>ウ（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4 <u>下水道施設における災害予防対策（県土木部、市町村）</u> （1）～（4）（略） （5）<u>ライフライン機関相互及び他の防災機関との情報連絡体制の強化</u> （略）</p> <p>ア（略）</p>	<p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p>※3 <u>マイコンメーター</u></p> <p>※4 <u>ガバナ</u></p> <p>販売店等は、鎖又はベルトの二重がけ等の方法により、ボンベの転倒流出防止措置を講ずるとともに、その定期点検を実施して維持管理を行う。</p> <p>販売店等は、ガス漏れ又は火災防止のため、<u>ガス放出防止型高圧ホース、感震器付ガスメーター又は耐震自動ガス遮断器、ガス放出防止器及びSiセンサーコンロ*の普及促進に努める。</u></p>	<p>（各編共通） 対策完了に伴う修正</p> <p>（各編共通） 同上</p> <p>（各編共通） 番号の繰り上げ （各編共通） 同上</p> <p>（各編共通） LPガス保安対策指針を踏まえた修正 （各編共通） 同上</p>

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>イ 連絡方法 情報連絡は、一般電話、高度情報通信ネットワークで行い、必要に応じて、各種専用電話を利用する。また、直接連絡が不可能な時は、他機関を経由する方法で連絡する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 危険物施設等の安全性強化</p> <p>1 (略)</p> <p>2 高圧ガス製造事業所等（県生活環境文化部） (略) (1)～(3) <u>(追加)</u></p> <p>(4) 通信設備の確保 (略)</p> <p>(5) 運転の緊急停止対策 (略)</p> <p>(6) 防災活動対策 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第5 (略)</p> <p>第3節 津波に強い県土づくり</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 津波に強いまちづくり</p> <p>1 津波に強いまちの形成</p> <p>(1) 徒歩避難を原則とした対策の構築 (略)</p> <p>特に、本県においては、東日本大震災のような海溝型の地震による津波は、文献調査において確認されていないものの、発生確率の極めて低い3～5千年程度の周期で発生</p>	<p>情報連絡は、一般電話、<u>県防災行政無線</u>で行い、必要に応じて、各種専用電話を利用する。また、直接連絡が不可能な時は、他機関を経由する方法で連絡する。</p> <p>(4) 高圧ガス施設の津波対策 <u>高圧ガス施設の周囲に漂流物の衝突防止のための柵等の設置、ボンベの流出防止のため複数のボンベをベルト等で結束するなど、津波対策の実施に努める。</u></p> <p>(5) 通信設備の確保</p> <p>(6) 運転の緊急停止対策</p> <p>(7) 防災活動対策</p> <p>特に、本県においては、東日本大震災のような海溝型の地震による津波は、文献調査において確認されていないものの、発生確率の極めて低い3～5千年程度の周期で発生</p>	<p>(各編共通) 県防災行政無線再整備工事に伴う修正</p> <p>県高圧ガス事業所地震・津波対策ガイドブック等を踏まえた修正番号の繰り下げ</p>

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>する呉羽山断層帯の海域部を震源とする地震が発生した場合、津波の規模は海溝型地震と異なるものの、短時間で津波が到達することが予想されることから、おおむね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。ただし、場所によっては津波到達時間が極めて短いこと、地形的条件や土地利用の実態など地域の実情によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間などを考慮して津波から避難する方策を十分に検討する必要がある。</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>県及び市町村は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>市町村は津波災害警戒区域の指定のあったときは、市町村地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街又は要配慮者に関わる社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>する呉羽山断層帯の海域部や、「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が公表した糸魚川沖（F41）及び富山湾西側（F45）の断層を震源とする地震が発生した場合、津波の規模は海溝型地震と異なるものの、短時間で津波が到達することが予想されることから、おおむね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。ただし、場所によっては津波到達時間が極めて短いこと、地形的条件や土地利用の実態など地域の実情によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間などを考慮して津波から避難する方策を十分に検討する必要がある。</p> <p>(3) <u>津波災害警戒区域、津波災害特別警戒区域及び災害危険区域の指定</u></p> <p>県は、津波浸水想定を踏まえ、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域を津波災害警戒区域に指定し、津波発生時の警戒避難体制の整備に努める。</p> <p>また、県及び市町村は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>市町村は津波災害警戒区域の指定のあったときは、市町村地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は要配慮者に関わる社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定めるものとする。</p>	<p>津波シミュレーション調査の実施に伴う修正</p> <p>国の防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画修正に伴う修正</p>

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第4節 防災活動体制の整備 第1～2 (略) 第3 通信連絡体制の整備 県をはじめとした防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、情報通信施設の耐震性の強化、情報通信施設の非常用電源設備など停電対策、情報通信施設の危険分散、衛星携帯電話等の無線を活用したバックアップ等通信路の多ルート化の推進に努める。 (略) さらに、災害情報の通信及び広報手段として、インターネット、地上デジタル放送や携帯端末をはじめとするITの積極的な活用を図る。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>1 (略) 2 通信連絡手段（全防災関係機関） (略)</p> <p>有線電話 — 加入電話 — 専用線電話</p> <p>(略)</p>	<p>県をはじめとした防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、情報通信施設の非常用電源設備の整備など停電対策、情報通信施設の危険分散、衛星携帯電話や公衆無線LAN等の無線を活用したバックアップ等の通信路の多ルート化の推進に努める。</p> <p>さらに、災害情報の通信及び広報手段として、インターネット、地上デジタル放送や携帯端末をはじめとするITの積極的な活用を図り、<u>携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。</u> <u>特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。</u></p> <p>有線電話 — 加入電話 — 専用線電話 — <u>県防災行政無線</u></p> <p><u>(対象：県、市町村、消防本部等)</u></p>	<p>(各編共通) Wi-Fi 等整備に伴う修正</p> <p>(各編共通) 国の防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>(各編共通) 県防災行政無線再整備工事に伴う修正</p>


現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p style="text-align: center;">無線通信ネットワーク図</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> —— 県防災行政無線 - - - 市町村防災行政無線 ⋯⋯ 防災相互無線 —— 国土交通省回線 —— 中央防災無線（緊急連絡用回線） 	<p style="text-align: center;">無線通信ネットワーク図</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> —— 県防災行政無線 - - - 市町村防災行政無線 ⋯⋯ 防災相互無線 —— 国土交通省回線 —— 中央防災無線（緊急連絡用回線） 	<p>(各編共通) 県防災行政無線再整備工事に伴う修正</p>
<p>3 通信連絡体制の整備充実（県知事政策局、市町村）</p> <p>(1) 県防災行政無線（富山県高度情報通信ネットワーク）</p> <p>高度情報通信ネットワークは、災害時における基幹的な重要通信施設であり、震災時においても、その機能を十分発揮できるよう通信施設の耐震性をさらに強化するとともに、非常用電源設備を配置し、電気の安定供給を図るなど、停電対策を講ずるものとする。</p> <p>（資料「7-1 富山県高度情報通信ネットワーク整備状況」「7-2 富山県高度情報通信ネットワーク系統図」）</p> <p>(2) 県総合防災情報システム</p> <p>平成17年9月から稼働した県総合防災情報システムにより、各防災関係機関に対して、気象情報、河川情報、土砂災害危険度情報等の災害関連情報を一元的に、また、GIS（地理情報システム）を活用し、視覚的にわかりやす</p>	<p>(1) 県防災行政無線</p> <p>県防災行政無線は、災害時における基幹的な重要通信施設であり、震災時においても、その機能を十分発揮できるよう通信施設の耐震性をさらに強化するとともに、非常用電源設備を配置し、電気の安定供給を図るなど、停電対策を講ずるものとする。</p> <p>（資料「7-1 富山県防災行政無線整備状況」「7-2 富山県防災行政無線系統図」）</p> <p>平成17年9月から稼働した県総合防災情報システムにより、各防災関係機関に対して、気象情報、河川情報、<u>除雪情報</u>、土砂災害危険度情報等の災害関連情報を一元的に、また、GIS（地理情報システム）を活用し、視覚的</p>	<p>(各編共通) 同上</p> <p>(各編共通) 同上</p> <p>(各編共通) システムの更新に伴う</p>

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>い情報提供に努める。 (略) また、市町村が発する災害情報をテレビやネット等の多様なメディアを通して一括配信する災害情報共有システム（Lアラート）による伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">富山県総合防災情報システム</p>	<p>にわかりやすい情報提供に努める。</p> <p>また、平成 28 年 8 月にシステムを更新し、市町村が発する災害情報をテレビやネット等の多様なメディアを通して一括配信するLアラート（災害情報共有システム）との連携を開始したところであるが、引き続き伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">富山県総合防災情報システム</p>	<p>修正</p> <p>(各編共通) システムの更新に伴う修正</p> <p>(各編共通) 同上</p>

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(3) 震度情報ネットワークシステム 富山県震度情報ネットワーク</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 非常通信体制の強化 (略)</p> <p>消防機関は、今後の消防・救急無線の高度化を図り、過密な電波環境へ対応するため、デジタル化を推進するものとする。</p> <p>(6) ~ (7) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第4 業務継続体制の確保</p> <p>県、市町村等の防災関係機関は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。</p> <p>(追加)</p>	<p>富山県震度情報ネットワーク</p> <p>(削除)</p> <p>特に、県、市町村は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興</p>	<p>(各編共通) 表記等の修正</p> <p>(各編共通) デジタル化完了に伴う修正</p> <p>(各編共通)</p>

現行地域防災計画		修正案（変更部分のみ記載）		備考																																																																					
<p>第5 緊急輸送ネットワークの整備 (略) 1 輸送拠点施設の確保（県関係部局） (略)</p> <p style="text-align: center;">県内における主な輸送拠点施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">陸上輸送 拠点施設</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(一社) 富山県トラック協会緊急 救援物資備蓄倉庫</td> <td>富山市婦中町島本郷 1-5</td> </tr> <tr> <td>トナミ運輸(株)(小杉流通センタ ー)</td> <td>射水市流通センター青井谷 2-1-1</td> </tr> <tr> <td>〃 (小矢部倉庫)</td> <td>小矢部市平桜字山畔 1806-4</td> </tr> <tr> <td>センコー(株)(富山PDセンター)</td> <td>射水市流通センター水戸田 2-2-1</td> </tr> <tr> <td>富山倉庫(株)(富山東1号倉庫)</td> <td>上市町久金新字下池田 319-1</td> </tr> <tr> <td>日本通運(株)(新港1・3号倉庫)</td> <td>射水市堀江千石 7-1</td> </tr> <tr> <td>〃 (新庄倉庫 11号)</td> <td>富山市新庄市字銀座 295-1</td> </tr> <tr> <td>魚津海陸運輸倉庫(株)(魚津海陸 物流事業協同組合第1倉庫)</td> <td>魚津市住吉字野毛 3956-12</td> </tr> <tr> <td>(株)日立物流 (富山物流センタ ー(1))</td> <td>上市町久金新字道下 297-2</td> </tr> <tr> <td>〃 (富山物流センター (2))</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>荻布倉庫(株)(能町1号、2号、3 号、4号倉庫)</td> <td>高岡市荻布川開 696-1</td> </tr> <tr> <td>〃 (能町)21号、221号 222 号、23号、24号)</td> <td>高岡市鷺北新 321</td> </tr> </tbody> </table>		区分	名称	所在地	陸上輸送 拠点施設	(略)		(一社) 富山県トラック協会緊急 救援物資備蓄倉庫	富山市婦中町島本郷 1-5	トナミ運輸(株)(小杉流通センタ ー)	射水市流通センター青井谷 2-1-1	〃 (小矢部倉庫)	小矢部市平桜字山畔 1806-4	センコー(株)(富山PDセンター)	射水市流通センター水戸田 2-2-1	富山倉庫(株)(富山東1号倉庫)	上市町久金新字下池田 319-1	日本通運(株)(新港1・3号倉庫)	射水市堀江千石 7-1	〃 (新庄倉庫 11号)	富山市新庄市字銀座 295-1	魚津海陸運輸倉庫(株)(魚津海陸 物流事業協同組合第1倉庫)	魚津市住吉字野毛 3956-12	(株)日立物流 (富山物流センタ ー(1))	上市町久金新字道下 297-2	〃 (富山物流センター (2))	〃	荻布倉庫(株)(能町1号、2号、3 号、4号倉庫)	高岡市荻布川開 696-1	〃 (能町)21号、221号 222 号、23号、24号)	高岡市鷺北新 321	<p>活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継 続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代 行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の 代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながり やすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ 並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>陸上輸送 拠点施設</th> <th>第一倉庫(株)(富山第1号倉庫)</th> <th>入善町上飯野 343</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>魚津海陸運輸倉庫(株)(魚津海陸 物流事業協同組合第1倉庫)</td> <td>魚津市住吉 3956-12</td> </tr> <tr> <td></td> <td>富山倉庫(株)(富山東1号倉庫)</td> <td>上市町久金新 315</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(株)日立物流 (富山物流センター A)</td> <td>上市町久金 312</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(株)日立物流 (富山物流センター B)</td> <td>上市町久金 312</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(株)日立物流 (富山物流センター C)</td> <td>上市町久金 312</td> </tr> <tr> <td></td> <td>富山県トラック(株)(富山東物流 センター)</td> <td>富山市水橋沖 188</td> </tr> <tr> <td></td> <td>日本通運(株)(富山物流センター)</td> <td>富山市新庄本町 2-8-59</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(株)中央倉庫 (A号倉庫)</td> <td>射水市橋下条 1926-4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(株)中央倉庫 (B号倉庫)</td> <td>射水市橋下条 1926-4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>トナミ運輸(株)(小杉流通センタ ー)</td> <td>射水市流通センター青井谷 2-1-1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(株)日立物流 (富山西物流センタ ー)</td> <td>射水市流通センター青井谷 1-10-2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>伏木海陸運送(株)(第1CFS)</td> <td>高岡市石丸 705-1、4</td> </tr> </tbody> </table>		陸上輸送 拠点施設	第一倉庫(株)(富山第1号倉庫)	入善町上飯野 343		魚津海陸運輸倉庫(株)(魚津海陸 物流事業協同組合第1倉庫)	魚津市住吉 3956-12		富山倉庫(株)(富山東1号倉庫)	上市町久金新 315		(株)日立物流 (富山物流センター A)	上市町久金 312		(株)日立物流 (富山物流センター B)	上市町久金 312		(株)日立物流 (富山物流センター C)	上市町久金 312		富山県トラック(株)(富山東物流 センター)	富山市水橋沖 188		日本通運(株)(富山物流センター)	富山市新庄本町 2-8-59		(株)中央倉庫 (A号倉庫)	射水市橋下条 1926-4		(株)中央倉庫 (B号倉庫)	射水市橋下条 1926-4		トナミ運輸(株)(小杉流通センタ ー)	射水市流通センター青井谷 2-1-1		(株)日立物流 (富山西物流センタ ー)	射水市流通センター青井谷 1-10-2		伏木海陸運送(株)(第1CFS)	高岡市石丸 705-1、4	<p>国の防災基 本計画修正 に伴う修正</p> <p>(各編共通) 国の取組と の整合によ る修正</p>
区分	名称	所在地																																																																							
陸上輸送 拠点施設	(略)																																																																								
	(一社) 富山県トラック協会緊急 救援物資備蓄倉庫	富山市婦中町島本郷 1-5																																																																							
	トナミ運輸(株)(小杉流通センタ ー)	射水市流通センター青井谷 2-1-1																																																																							
	〃 (小矢部倉庫)	小矢部市平桜字山畔 1806-4																																																																							
	センコー(株)(富山PDセンター)	射水市流通センター水戸田 2-2-1																																																																							
	富山倉庫(株)(富山東1号倉庫)	上市町久金新字下池田 319-1																																																																							
	日本通運(株)(新港1・3号倉庫)	射水市堀江千石 7-1																																																																							
	〃 (新庄倉庫 11号)	富山市新庄市字銀座 295-1																																																																							
	魚津海陸運輸倉庫(株)(魚津海陸 物流事業協同組合第1倉庫)	魚津市住吉字野毛 3956-12																																																																							
	(株)日立物流 (富山物流センタ ー(1))	上市町久金新字道下 297-2																																																																							
	〃 (富山物流センター (2))	〃																																																																							
	荻布倉庫(株)(能町1号、2号、3 号、4号倉庫)	高岡市荻布川開 696-1																																																																							
	〃 (能町)21号、221号 222 号、23号、24号)	高岡市鷺北新 321																																																																							
	陸上輸送 拠点施設	第一倉庫(株)(富山第1号倉庫)	入善町上飯野 343																																																																						
	魚津海陸運輸倉庫(株)(魚津海陸 物流事業協同組合第1倉庫)	魚津市住吉 3956-12																																																																							
	富山倉庫(株)(富山東1号倉庫)	上市町久金新 315																																																																							
	(株)日立物流 (富山物流センター A)	上市町久金 312																																																																							
	(株)日立物流 (富山物流センター B)	上市町久金 312																																																																							
	(株)日立物流 (富山物流センター C)	上市町久金 312																																																																							
	富山県トラック(株)(富山東物流 センター)	富山市水橋沖 188																																																																							
	日本通運(株)(富山物流センター)	富山市新庄本町 2-8-59																																																																							
	(株)中央倉庫 (A号倉庫)	射水市橋下条 1926-4																																																																							
	(株)中央倉庫 (B号倉庫)	射水市橋下条 1926-4																																																																							
	トナミ運輸(株)(小杉流通センタ ー)	射水市流通センター青井谷 2-1-1																																																																							
	(株)日立物流 (富山西物流センタ ー)	射水市流通センター青井谷 1-10-2																																																																							
	伏木海陸運送(株)(第1CFS)	高岡市石丸 705-1、4																																																																							

現行地域防災計画			修正案（変更部分のみ記載）		備考
<u>第一倉庫(株)(富山第1号倉庫)</u>	<u>入善町上飯野 343</u>		<u>荻布倉庫(株)(21号、221号、222号、23号、24号)</u>	<u>高岡市荻布字川開 688</u>	
<u>(株)スリーティ(トナミ倉庫)</u>	<u>砺波市鷹栖 1913</u>		<u>京神倉庫(株)(北陸流通センターA号倉庫)</u>	<u>砺波市西中 631-6</u>	
<u>東砺倉庫(株)(小矢部倉庫)</u>	<u>小矢部市浅地字浄土寺 175-2</u>		<u>東砺倉庫(株)(小矢部倉庫)</u>	<u>小矢部市浅地字浄土寺 193</u>	
<u>(株)中央倉庫(A号倉庫)</u>	<u>射水市橋下条 1926-4</u>		<u>トナミ運輸(株)(小矢部倉庫)</u>	<u>小矢部市平桜 1806-4</u>	
<u>〃(B号倉庫)</u>	<u>〃</u>				
<u>京神倉庫(株)(北陸流通センターA号倉庫)</u>	<u>砺波市大字西中 631-6</u>				
<u>八島合名会社(三ヶ新1号)</u>	<u>射水市庄西町 2</u>				
<u>伊勢湾海運(株)(富山5号倉庫)</u>	<u>射水市鷺塚 150-1</u>				
<u>協同組合富山トラック輸送センター(第2倉庫)</u>	<u>富山市上野字 340-2</u>				
<u>伏木海陸運送(株)(第1CFS)</u>	<u>高岡市石丸 705-4</u>				
<u>(株)島田産業(第2号倉庫)</u>	<u>富山市婦中町板倉字馬渡り 398-7</u>				
<u>大興運輸倉庫(株)(1号倉庫)</u>	<u>富山市金山新中 359</u>				
(略)					
<p>2 緊急道路ネットワークの確保（県土木部） (略) (1)～(3) (略)</p>					

現行地域防災計画 緊急通行確保路線図（平成27年3月）	修正案（変更部分のみ記載） 緊急通行確保路線図（平成28年4月）	備考
 <p>(略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 緊急航空路の確保（<u>県知事政策局、県警察本部、市町村</u>）</p> <p>(略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第6 航空防災体制の強化 震災に的確に対応していくため、上空からの消火や救助、災害状況の把握、救急患者の高次医療機関への搬送など、ヘリコプターを活用した広域かつ機動的な航空防災活動の体制を強化する。 (追加)</p> <p>1 航空防災活動のための環境整備（<u>県知事政策局、県警察本</u></p>	 <p>4 緊急航空路の確保（<u>県知事政策局、県厚生部、県警察本部、市町村</u>）</p> <p>県は、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておく。</p> <p>1 航空防災活動のための環境整備（<u>県知事政策局、県厚生部、</u></p>	<p>(各編共通) 時点の修正</p> <p>(各編共通) 道路整備に伴う修正</p> <p>(各編共通) ドクターヘリ運航体制整備に伴う修正</p> <p>(各編共通) 国の防災基本計画修正に伴う修正 (各編共通)</p>

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>部、市町村） 震災時において消防防災ヘリコプター「とやま」や県警ヘリコプター「つるぎ」が、それぞれの役割を効果的に発揮していくため、防災航空センターや県警航空隊の防災体制の充実に努めるとともに、離着陸場の確保・整備や広域即応体制の強化に努める。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 震災時の広域即応体制の整備 (略)</p> <p>また、消防防災、警察、自衛隊及び海上保安部の各ヘリコプターを災害時において効果的に運用するため、それぞれの役割分担と緊密な連携方策を協議する組織を設置する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 広域的な救急搬送システムの整備 消防防災ヘリコプターに装備の緊急医療用ベッドを有効に活用し、救命効果を高めていくため、医療機関との連携体制のとれた「救急搬送システム」を整備する。</p> <p>2～3 (略) (追加)</p>	<p>県警察本部、市町村) 震災時において消防防災ヘリコプター「とやま」や県警ヘリコプター「つるぎ」、<u>富山県ドクターヘリ</u>が、それぞれの役割を効果的に発揮していくため、防災航空センター、<u>県警航空隊や富山県ドクターヘリ基地病院</u>の防災体制の充実に努めるとともに、離着陸場の確保・整備や広域即応体制の強化に努める。</p> <p>また、消防防災、警察、<u>医療機関</u>、自衛隊及び海上保安部の各ヘリコプターを災害時において効果的に運用するため、それぞれの役割分担と緊密な連携方策を協議する組織を設置する。</p> <p><u>富山県ドクターヘリ及び消防防災ヘリコプターに装備の緊急医療用ベッドを有効に活用し、救命効果を高めていくため、医療機関との連携体制のとれた「救急搬送システム」を整備する。</u></p> <p>4 富山県ドクターヘリの緊急運航体制（県厚生部） <u>県医務課及び富山県立中央病院（ドクターヘリ基地病院）は、地震発生時に、医師・救助隊員等の人員輸送、負傷者の救急搬送など、災害医療活動を迅速に実施していくため、急事に備えた出動態勢を常に整えておくものとする。</u></p> <p>(1) 緊急運航要請 <u>富山県ドクターヘリの緊急運航要請を必要とする市町村等は、富山県ドクターヘリ基地病院に要請する。なお、富山県ドクターヘリ基地病院は要請するいとまがないと認める時は要請を待たないで緊急運航する。（緊急の手続きの流れは次図のとおり）</u></p>	<p>ドクターヘリ運航体制整備に伴う修正</p> <p>(各編共通) 同上</p> <p>(各編共通) 同上</p> <p>(各編共通) 同上</p>

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第7 相互応援体制の整備</p> <p>1 国の機関等との相互協力</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国土交通省等との連携（北陸地方整備局、県土木部） <u>（追加）</u></p> <p>国土交通省北陸地方整備局企画部と富山県土木部、石川県土木部、山形県土木部、福島県土木部、長野県建設部、岐阜県土木整備部、新潟市、東日本高速道路(株)新潟支社道路事業部及び中日本高速道路(株)金沢支社保全サービス事業部とは、「災害時の相互協力に関する申し合わせ」（平成10年3月31日締結、平成22年3月4日改正）を行い、国土交通省所管の法令等に基づき設置された土木施設等に係わる災害が発生し又は発生するおそれがある場合の相互協力の内容について定めている。</p> <p><u>（追加）</u></p>	<div data-bbox="1055 172 1928 438" data-label="Diagram"> <pre> graph TD A[要請者 市町村 消防本部] -- ①要請(電話・FAX等) --> B[ドクターヘリ基地病院 富山県立中央病院] B -- ②要請の報告 --> C[災害対策本部 医務班 航空班 災害医療対策チーム] C -- ③出勤可否決定 --> B B -- ④出勤可否 --> A C -- ⑦緊急活動報告 --> B B -- ⑥緊急活動報告 --> A B -- ⑤出勤 --> D[現場] </pre> </div> <p>(2) 受入れ態勢</p> <p>富山県ドクターヘリの緊急運航を要請した市町村等は、<u>富山県ドクターヘリ基地病院と密接な連携を図るとともに、必要に応じ次の受入れ態勢を整える。</u></p> <p>ア 離着陸場所及び安全対策の確保 イ 傷病者等の病院等への搬送手配 ウ その他必要な事項</p> <p>ア <u>災害時の相互協力に関する申し合わせ</u></p> <p>国土交通省北陸地方整備局企画部と富山県土木部、石川県土木部、山形県土木部、福島県土木部、長野県建設部、岐阜県土木整備部、新潟市、東日本高速道路(株)新潟支社道路事業部及び中日本高速道路(株)金沢支社保全サービス事業部とは、「災害時の相互協力に関する申し合わせ」（平成10年3月31日締結、平成22年3月4日改正）を行い、国土交通省所管の法令等に基づき設置された土木施設等に係わる災害が発生し又は発生するおそれがある場合の相互協力の内容について定めている。</p> <p>イ <u>災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定（港湾）</u></p> <p>国土交通省北陸地方整備局次長並びに富山県知事（伏木富山港港湾管理者）、新潟県知事（新潟港外港湾管理者）、石川県知事（金沢港外港湾管理者）及び福井県知事（敦賀港港湾管理者）と民間協力者（(一社)日本埋立浚渫協会北陸支部</p>	<p>(各編共通) ドクターヘリ運航体制整備に伴う修正</p> <p>(各編共通) 同上</p> <p>(各編共通) 項目の追加</p> <p>(各編共通) 協定の追加</p>

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>なお、県と国土地理院とは、平成 24 年 7 月 26 日に「地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定」を締結し、災害対応及び防災訓練等において相互に情報の共有を図るなど、地理空間情報の活用促進のために協力する基本的事項について取り決めている。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 防災関係機関との相互協力（県各部局、各防災関係機関）</p> <p>(1) 県と防災関係機関との相互協力</p> <p>ア～ケ (略)</p> <p>コ 住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）との協定</p> <p>県と住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）北陸支店とは、平成 17 年 3 月 15 日に「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定」を締結し、被災住宅の早期復興にむけての協力体制について取り決めている。</p> <p>サ～ラ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>長、北陸港湾空港建設協会連合会会長、(一社)日本海上起重技術協会北陸支部長、全国浚渫業協会日本海支部長、(一社)日本潜水協会会長、(一社)海洋調査協会会長及び(一社)港湾技術コンサルタンツ協会会長)とは、平成 28 年 6 月 1 日に「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定」を締結し、災害発生時の港湾施設等における応急対策業務等の相互協力の内容等について定めている。</p> <p>ウ 地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定</p> <p>県と国土地理院とは、平成 24 年 7 月 26 日に「地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定」を締結し、災害対応及び防災訓練等において相互に情報の共有を図るなど、地理空間情報の活用促進のために協力する基本的事項について取り決めている。</p> <p>コ 住宅金融支援機構との協定</p> <p>県と(独)住宅金融支援機構とは、平成 17 年 3 月 15 日に住宅金融公庫北陸支店と締結した「災害時における住宅の早期復興に向けた協力に係る基本協定」に基づき、平成 27 年 10 月 30 日に改めて協定を締結し、被災住宅の早期復興にむけての協力体制について取り決めている。</p> <p>リ (公社)地盤工学会北陸支部との協定</p> <p>県と(公社)地盤工学会北陸支部とは、平成 28 年 7 月 7 日に「災害時における調査及び防災の連携・協力に関する協定書」を締結し、地盤災害発生時における調査及び防災の連携・協力について取り決めている。</p> <p>ル (一社)全国木造建設事業協会との協定</p> <p>県と(一社)全国木造建設事業協会とは、平成 27 年 9 月 16 日に「災害時における応急仮設木造住宅の建設等に関する協定書」を締結し、大規模災害発生時における応急仮設住宅の建設等に関する協力について取り決めている。</p>	<p>(各編共通) 項目の追加</p> <p>(各編共通) 名称変更等に 伴う修正</p> <p>(各編共通) 協定の追加</p> <p>(各編共通) 同上</p>

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p><u>（追加）</u></p> <p>（２）防災機関間の相互協力 （略） ア～イ （略） ウ ガス会社間の相互協力 （略） 一方、（一社）富山県エルピーガス協会は、県及び全市町村と「災害時における緊急用燃料等の供給等に関する協定」を、北陸三県の協会で「北陸三県災害時相互応援協定」を締結するとともに、富山県ＬＰガス災害対策要綱を定めており、災害時にはＬＰガスの保安の確保と安全供給に万全を期すこととしている。 <u>（追加）</u></p> <p>エ （略） ４～５ （略） 第８ （略） 第９ 災害復旧・復興への備え １ 災害廃棄物の発生への対応 国、県及び市町村等は、地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努める。また、津波による危険の著しい区域については、災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐浪化等に努める。 <u>（追加）</u></p>	<p><u>レ （公社）富山県浄化槽協会との協定</u> <u>県と（公社）富山県浄化槽協会とは、平成 27 年 11 月 26 日に「災害発生時における浄化槽の点検・復旧等に関する協定書」を締結し、大規模災害発生時における浄化槽の緊急点検、応急復旧等に関する協力について取り決めている。</u></p> <p>一方、（一社）富山県エルピーガス協会は、県及び全市町村と「災害時における緊急用燃料等の供給等に関する協定」を、北陸三県の協会で「北陸三県災害時相互応援協定」を締結するとともに、富山県ＬＰガス災害対策要綱を定めており、災害時にはＬＰガスの保安の確保と安定供給（<u>中核充填所*</u>と連携）に万全を期すこととしている。 <u>※ 大規模災害発生時にもＬＰガスを安定供給できるように、自家発電設備やＬＰガス配送車両、衛星通信設備等を導入したＬＰガス充填所で、経済産業省が指定したもの。</u></p> <p>市町村は、災害廃棄物の処理に係る国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に</p>	<p>（各編共通） 同上</p> <p>（各編共通） 字句の修正 供給体制の整備に伴う修正</p> <p>（各編共通） 国の防災基本計画修正に伴う修正</p>

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>2～3 （略）</p> <p>第5節 救援・救護体制の整備</p> <p>第1 消防力の強化</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 救助・救急体制の整備（県知事政策局、県厚生部、県警察本部、自衛隊、伏木海上保安部、市町村）</p> <p>（1）救助体制の整備</p> <p>ア～オ</p> <p><u>カ 消防救急無線については、災害時における消防活動上の重要な情報伝達手段であることから、市町村は、消防救急無線のデジタル化を推進するものとする。</u></p> <p>4～5 （略）</p> <p>第2 医療救護体制の整備</p> <p>1～2 （略）</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p><u>示すものとする。</u></p> <p><u>県は、災害廃棄物の処理に係る国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</u></p> <p><u>国、県及び市町村等は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。また、県及び市町村等は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。</u></p> <p><u>国、県及び市町村等は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>3 富山県ドクターヘリの災害時運航体制の整備（県厚生部）</u></p> <p><u>（1）災害時における富山県ドクターヘリ運航体制の整備</u></p>	<p>（各編共通） デジタル化完了に伴う修正</p> <p>（各編共通） ドクターヘリ</p>

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>3 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の整備（県厚生部） （略）</p> <p>4 医療救護班の編成（県厚生部） （略）</p> <p>5 医療救護所の整備（市町村） （略）</p> <p>6 後方医療体制（県厚生部） （略）</p> <p>7 医薬品、血液の供給体制（県厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部） （略）</p> <p>第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保</p> <p>1 緊急避難場所・避難所・避難道路の確保（県知事政策局、県土木部、市町村）</p> <p>（1）指定緊急避難場所及び指定避難所の確保</p> <p>ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の設置</p> <p>市町村は、施設の管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、必要に応じ、災害対策基本法施行令の定める基準により指定緊急避難場所及び指定避難所を指定しておくものとする。また、市町村は、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>県は、災害時における富山県ドクターヘリ運航体制の整備を図るため、研修、訓練等の企画及び実施に努めるものとする。</p> <p><u>（2）富山県ドクターヘリ基地病院の体制整備</u></p> <p>富山県ドクターヘリ基地病院は、災害時を想定し、災害派遣医療チーム（DMAT）等と連携した研修及び訓練に努めるものとする。</p> <p>4 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の整備（県厚生部） （略）</p> <p>5 医療救護班の編成（県厚生部） （略）</p> <p>6 医療救護所の整備（市町村） （略）</p> <p>7 後方医療体制（県厚生部） （略）</p> <p>8 医薬品、血液の供給体制（県厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部）</p> <p>指定緊急避難場所については、市町村は、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定するものとし、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急</p>	<p>リ運行体制整備に伴う修正</p> <p>（各編共通）番号の繰り下げ</p> <p>（各編共通）国の防災基本計画修正に伴う修正</p>

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 指定避難所における運営体制の整備 指定避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、市町村は、避難所運営委員会の設置を記載した避難所運営マニュアルを作成し、各地域ごとの実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 市町村等の避難計画（市町村、各関係機関）</p>	<p><u>時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。</u></p> <p><u>指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。</u></p> <p><u>特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。</u></p> <p><u>市町村は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。</u></p> <p><u>市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。県及び市町村は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。</u></p> <p>指定避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、市町村は、避難所運営委員会の設置を記載した避難所運営マニュアルを作成し、各地域ごとの実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るものとし、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。</p>	<p>(各編共通) 国の防災基本計画修正に伴う修正</p>

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(略)</p> <p>とりわけ、津波による危険が予想される市町村は、県が実施する津波シミュレーション調査や訓練の実施などを通じて、富山県の津波の特徴を踏まえた具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図るものとする。また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努めるものとする。</p> <p>また、県及び市町村は、施設の管理者等と連携して、避難誘導等安全体制の確保に配慮するものとする。避難誘導にあたっては、消防職団員、水防団員、警察官、市町村職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。また、市町村は、避難行動要支援者の避難支援、安否の確認等の必要な措置について定めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(1) 避難に関する広報</p> <p>(略)</p> <p><富山県の津波の特徴></p> <p><u>(ア) 津波の到達時間が早いところで1～2分と短いこと</u></p> <p><u>(イ) 津波高は滑川市で最大2.3～7.1mで海溝型地震による津波に比べ低いこと</u></p> <p><u>(ウ) 大きな津波は第1波のみで継続時間は約3分と短いこと</u></p> <p><u>(エ) 5mを超える浸水は、海岸から概ね10m以内であること</u></p>	<p>とりわけ、津波による危険が予想される市町村は、県が実施する津波シミュレーション調査や訓練の実施などを通じて、<u>また、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難勧告・指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、富山県の津波の特徴を踏まえた具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図るものとする。</u>また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努めるものとする。</p> <p>また、県及び市町村は、施設の管理者等と連携して、避難誘導等安全体制の確保に配慮するものとする。避難誘導にあたっては、消防職団員、水防団員、警察官、市町村職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。<u>市町村は、避難誘導・支援者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段（移動系無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実を図るものとする。</u>また、避難行動要支援者の避難支援、安否の確認等の必要な措置について定めるものとする。</p> <p><富山県の津波の主な特徴></p> <p><u>ア 浸水深5mを超える区域は、沿岸から概ね10m以内で、沿岸のごく一部の地域に限られる。</u></p> <p><u>イ 津波水位は、入善町の10.2mが最高。</u></p> <p><u>ウ 最高水位は第1波又は第2波で、その後、急激に減衰する（継続時間が短い）。</u></p> <p><u>エ 海面が変動を開始する時間が全般的に早い。また、最高津波の到達時間が早い地域もある。</u></p>	<p>国の防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>(各編共通) 同上</p> <p>津波シミュレーション調査の実施に伴う修正</p>

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>(略)</p> <p>(2) 市町村の避難計画 市町村の避難計画は次の事項に留意して作成するものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 避難勧告又は指示を行う基準及び伝達方法 地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定める。 なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する</p> <p>ウ～ク (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>3 物資の確保（県知事政策局、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部）</p> <p>(1) 飲料水の確保 (略) なお、家庭において備蓄すべき水量は、一人1日3リットル程度を基準として、給水車等による応急給水対策が開始されるまでの3日間の世帯人数分を確保するよう努める。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県民は、衛生的で安全性が高く、水もれや破損のしない容器により水を備蓄する。 一人1日3リットル×世帯人数×3日間分</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) 食料の確保 ア 非常食の備蓄、調達体制 (ア) (略) (イ) 市町村は、住民の家族構成に応じた非常食3日分の備蓄を積極的に啓発し、奨励するものとする。</p>	<p>地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定める。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する</p> <p>なお、家庭において備蓄すべき水量は、一人1日3リットル程度を基準として、給水車等による応急給水対策が開始されるまでの<u>最低3日間分（推奨1週間分）</u>の世帯人数分を確保するよう努める。</p> <p>一人1日3リットル×世帯人数×<u>最低3日間分（推奨1週間分）</u></p> <p>(イ) 市町村は、住民の家族構成に応じた非常食<u>最低3日間分（推奨1週間分）</u>の備蓄を積極的に啓発し、奨励するものとする。</p>	<p>国の防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>(各編共通) 同上</p> <p>(各編共通) 同上</p> <p>(各編共通) 同上</p>

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(ウ)～(カ) (略)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(3) 生活必需品の確保</p> <p>ア 生活必需品の備蓄、調達</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 市町村は、住民の家族構成に応じた<u>必要最低限</u>の生活必需品の備蓄及を積極的に啓発し、奨励するものとする。</p> <p>(ウ)～(オ) (略)</p> <p>イ 炊飯器等炊事道具、燃料、食器の調達</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 市町村は、炊出し用のLPガス、卓上コンロの燃料が不足した場合に備え、これらの調達先を確保しておくものとする。<u>(追加)</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>第5 応急危険度判定体制の確立（県土木部）</p> <p>1 被災建築物の応急危険度判定体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>(1) 被災建築物等の応急危険度判定（居住継続の可否等の判断）を行う組織の確立、応急危険度判定士及び応急危険度判定コーディネーターの養成</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第6 孤立集落の予防</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 事前措置（県知事政策局、県警察本部、市町村）</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(イ) 市町村は、住民の家族構成に応じた<u>最低3日間分（推奨1週間分）の携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトパーなど生活必需品の備蓄及を積極的に啓発し、奨励するものとする。</u></p> <p>(イ) 市町村は、炊出し用のLPガス、卓上コンロの燃料が不足した場合に備え、これらの調達先を確保しておくものとする。<u>また、災害対応バルク貯槽*の設置により炊き出しや発電が可能となることなどから、新たな災害対策機器の活用等も有効である。</u></p> <p><u>※LPガスの小型の貯槽（バルク貯槽）と、燃焼機器（コンロ、発電機等）及びこれらを接続するためのワンタッチカップリング機器がセットになったもの。平常時のLPガスの供給設備としても使用できる。</u></p> <p>(1) 被災建築物等の応急危険度判定（居住継続の可否等の判断）を行う組織の確立、<u>被災建築物応急危険度判定士及び応急危険度判定コーディネーターの養成</u></p>	<p>(各編共通) 国の防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>(各編共通) 新たな災害対応機器の開発を踏まえた修正</p> <p>(各編共通) 用語の追記</p>

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>(2) 救急、救助実施計画</p> <p>ア (略)</p> <p>イ ヘリコプターによる救助体制の整備 孤立集落への救急、救助活動には、消防防災ヘリコプターや県警ヘリコプターの活用が、有効である。</p> <p>(略)</p> <p>第6節 防災行動力の向上</p> <p>第1 防災意識の高揚</p> <p>(略)</p> <p>このため、県をはじめ各防災関係機関は、県民の防災意識の高揚を図るとともに、家庭や職場、学校などにおける地域の防災行動力を向上させるため、防災知識の普及啓発、防災教育の推進に努める。その際、被災時の男女のニーズの違い等双方の視点に十分配慮する。</p> <p>1 県民に対する防災知識の普及（県知事政策局、県警察本部、市町村）</p> <p>県及び市町村は、県民に対し、ハザードマップの理解、家屋の耐震診断や家具類の転倒防止対策、食料・飲料水などの個人備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び地震・津波発生時にとるべき行動、津波想定の数値等の正確な意味の理解促進など防災知識の普及啓発を図る。<u>(追加)</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 普及の内容</p> <p>ア</p> <p>イ 地震・津波に対する一般的知識（津波想定の数値等の正確な意味を含む）</p> <p>① (略)</p> <p>②津波</p>	<p>孤立集落への救急、救助活動には、消防防災ヘリコプターや県警ヘリコプター、<u>富山県ドクターヘリ</u>の活用が、有効である。</p> <p>このため、県をはじめ各防災関係機関は、県民の防災意識の高揚を図るとともに、家庭や職場、学校などにおける地域の防災行動力を向上させるため、防災知識の普及啓発、防災教育の推進に努める。その際、<u>高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等双方の視点に十分配慮する。</u></p> <p>県及び市町村は、県民に対し、ハザードマップの理解、家屋の耐震診断や家具類の転倒防止対策、食料・飲料水などの個人備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び地震・津波発生時にとるべき行動、津波想定の数値等の正確な意味の理解促進など防災知識の普及啓発を図る。<u>また、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するものとする。</u></p>	<p>(各編共通) ドクターヘリ運航体制整備に伴う修正</p> <p>(各編共通) 国の防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>(各編共通) 同上</p>

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
<p>・避難行動に関する知識……本県においても、津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難に当たっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことなど</p> <p>(略) (追加)</p> <p>ウ (略) エ 普段からの心がけ (ア)～(エ) (略) (オ) 最低3日分の非常食料・飲料水の準備</p> <p>(カ)～(ケ) (略) オ～キ (略) 2～6 (略)</p> <p>第2 自主防災組織の強化 1 (略) 2 企業防災の促進（県知事政策局、市町村） (略) このため、国、県及び市町村は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って</p>	<p>・避難行動に関する知識……本県においても、津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難に当たっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと、<u>地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があることなど</u></p> <p><u>なお、県及び市町村は、津波に関する想定・予測の不確実性を踏まえ、津波発生時に、刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動を住民等が取ることができるよう、防災教育等を通じた関係主体による危機意識の共有、いわゆるリスクコミュニケーションに努め、津波想定の数値等の正確な意味の理解の促進を図るものとする。</u></p> <p>(オ) <u>最低3日間分（推奨1週間分）の非常食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の準備</u></p> <p>このため、国、県及び市町村は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って</p>	<p>国の防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>同上</p> <p>(各編共通) 同上</p>

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>さらに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取り組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、地方公共団体は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行なうものとする。</p> <p>（略）</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>第3 防災訓練の充実</p> <p>（略）</p> <p>また、訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震・津波などによる被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように、昼間人口・夜間人口の違いなど住民の生活実態も勘案しながら、訓練参加者・実施時間、使用する器材等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。</p> <p>（略）</p> <p>1～5 （略）</p> <p>第4 要配慮者の安全確保</p> <p>（略）</p>	<p>増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。</p> <p><u>市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市町村長に報告するものとする。</u></p> <p>さらに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取り組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、地方公共団体は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行なうものとする。</p> <p>また、訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震・津波などによる被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように、昼間人口・夜間人口の違いなど住民の生活実態も勘案しながら、訓練参加者・実施時間、使用する器材等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む、<u>訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえるなど実践的なものとなるよう工夫する。</u></p>	<p>国の防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>国の防災基本計画修正に伴う修正</p>

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
<p>1 要配慮者対策 (県知事政策局、厚生部、市町村) (1) ~ (2) (略) 2 ~ 3 (略)</p> <p>第7節 調査研究 (略)</p>	<p>1 要配慮者対策 (県知事政策局、<u>県</u>厚生部、市町村)</p>	<p>(各編共通) 表記の修正</p>

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第3章 地震・津波災害応急対策</p> <p>第1節 応急活動体制</p> <p>第1 県の活動体制</p> <p>1 職員の非常配備・参集（県知事政策局）</p> <p>県は、迅速な初動活動を実施するため、夜間・休日に宿日直職員を配置し、24時間連絡体制を確保するとともに、地震・津波発生時において、災害応急対策を強力に推進するため、規定により速やかに非常配備体制をとる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 動員計画</p> <p>ア (略)</p> <p>なお、震度4以上の地震を観測した場合で、配備職員として指定された者が勤務場所等に登庁困難な場合については、上記の例による。</p> <p>(資料「7-2 富山県高度情報通信ネットワーク系統図」)</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 県災害対策本部等の設置（県知事政策局）</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 組織</p> <p>ア 本部</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>(オ) 医療救護活動を開始する必要があるときは、本部内に「災害医療対策チーム」を編成する。災害医療対策チームは、総合的な医療情報の収集及び提供、傷病者の受入れ要請及び搬送に関する総合調整、災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班の派遣調整等、災害時における医療活動に関する調整を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第2～5 (略)</p> <p>第2節 情報の収集・伝達</p>	<p>県は、迅速な初動活動を実施するため、夜間・休日に宿日直職員を配置し、24時間連絡体制を確保するとともに、地震・津波発生時において、<u>災害応急対策を強力に推進するため、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ</u>、規定により速やかに非常配備体制をとる。</p> <p>(資料「7-2 富山県防災行政無線系統図」)</p> <p>(オ) 医療救護活動を開始する必要があるときは、本部内に「災害医療対策チーム」を編成し、<u>災害医療対策チームに災害医療コーディネーターを配置する</u>。災害医療対策チームは、総合的な医療情報の収集及び提供、傷病者の受入れ要請及び搬送に関する総合調整、災害派遣医療チーム（DMAT）や医療救護班の派遣調整等、災害時における医療活動に関する調整を行う。</p>	<p>(各編共通) 国の防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>県防災行政無線再整備工事に伴う修正</p> <p>(各編共通) 災害医療コーディネーター活用検討に伴う修正</p>

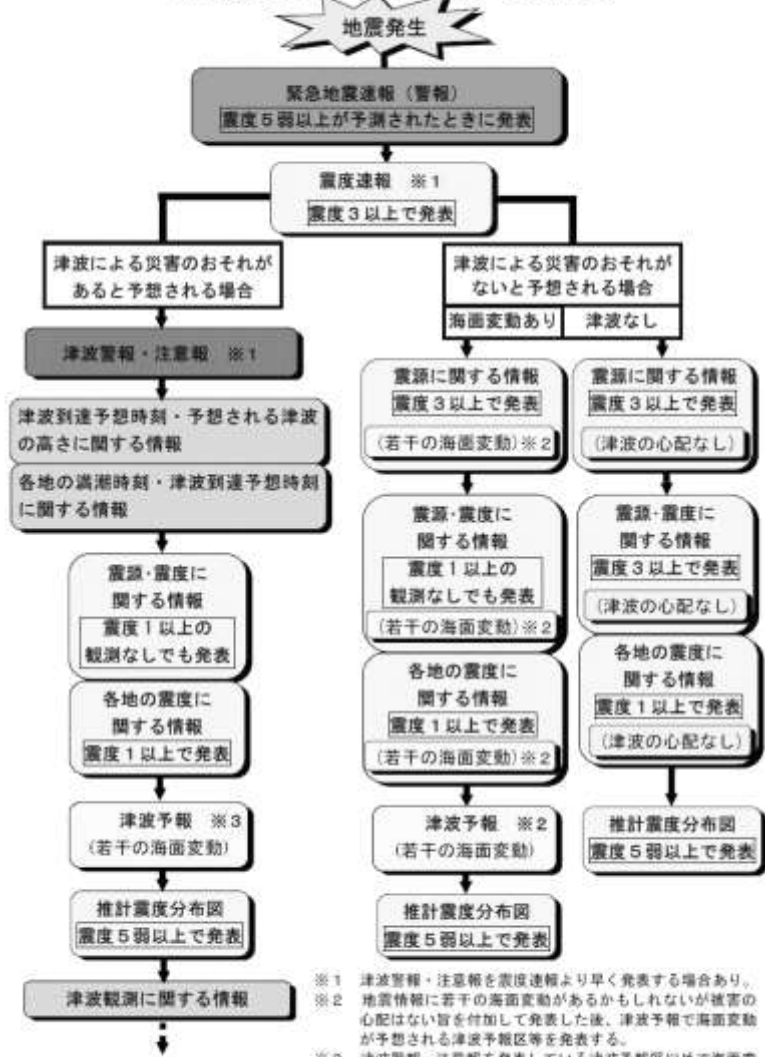
現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第1 被害状況等の収集・伝達活動</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 被害情報の収集活動（県各部局） (略)</p> <p>このため、県は次の方法によるほか、可能な限り多様な方法により情報収集に努める。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 消防無線の傍受による情報収集 <u>消防無線の使用状況を傍受するとともに、119番の通報の殺到状況を把握することにより、情報を収集する。</u></p> <p>(8) アマチュア無線家の協力による情報収集 (略)</p> <p>(9) 民間企業からの情報収集 (略)</p> <p>(10) インターネットによる情報収集 (略)</p> <p>(11) CCTVカメラによる海面状態の確認 (略)</p> <p>6～7 (略)</p> <p>8 被害状況の報告（県知事政策局、市町村、各防災関係機関） 県、市町村は、当該区域内に被害が発生したときは、迅速に被害の状況の情報を収集し、関係機関に連絡する。 <u>(追加)</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(7) アマチュア無線家の協力による情報収集 (略)</p> <p>(8) 民間企業からの情報収集 (略)</p> <p>(9) インターネットによる情報収集 (略)</p> <p>(10) CCTVカメラによる海面状態の確認 (略)</p> <p><u>人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行う。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、関係機関は県に連絡する。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに国（消防庁）へ報告する。</u></p> <p><u>道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、県、市町村、指定公共機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、被災市町村に連絡する。また、被災市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。</u></p>	<p>(各編共通) デジタル化推進に伴う修正 番号の繰り上げ</p> <p>(各編共通) 国の防災基本計画修正に伴う修正</p>

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																												
<p>(略)</p> <p>第2 地震及び津波に関する情報の収集・伝達活動</p> <p>1 地震に関する情報</p> <p>(略)</p> <p>また、地震発生後、約<u>2分</u>で震度3以上を観測した地域名と発生時刻を<u>震源情報</u>として発表する。</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地震情報</p> <table border="1" data-bbox="199 555 981 975"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>地震発生約1分半後、震度3以上の<u>全国約188に区分した地域名と地震の揺れの発現時刻を速報</u></td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を発表</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>遠地震に関する情報</td> <td>地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 津波に関する情報</p> <p>(1) 津波警報・注意報</p> <p>津波による災害の発生が予想される場合、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 津波情報</p> <p>津波警報・注意報を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ等を発表。</p>	種 類	内 容	震度速報	地震発生約1分半後、震度3以上の <u>全国約188に区分した地域名と地震の揺れの発現時刻を速報</u>	震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を発表	(略)		遠地震に関する情報	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表	その他	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表	(略)		<p>また、地震発生後、約<u>1分半</u>で震度3以上を観測した地域名と<u>地震の揺れの発現時刻を震度速報</u>として発表する。</p> <table border="1" data-bbox="1099 555 1881 1070"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>地震発生約1分半後、震度3以上を観測した地域名（<u>全国188地域に区分</u>）と地震の揺れの発現時刻を<u>速報</u></td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報 (津波警報、津波注意報を発表した場合 は発表しない)</td> <td>震度3以上を観測した場合、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を発表</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>遠地震に関する情報</td> <td><u>国外で発生した地震について</u>、地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 <u>マグニチュード7.0以上または都市部等著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合に</u>、日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表</td> </tr> <tr> <td>その他の情報</td> <td>地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>津波による災害の発生が予想される場合、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下「津波警報等」）を発表。</p> <p>津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ等を発表。</p>	種 類	内 容	震度速報	地震発生約1分半後、震度3以上を観測した地域名（ <u>全国188地域に区分</u> ）と地震の揺れの発現時刻を <u>速報</u>	震源に関する情報 (津波警報、津波注意報を発表した場合 は発表しない)	震度3以上を観測した場合、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を発表	(略)		遠地震に関する情報	<u>国外で発生した地震について</u> 、地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 <u>マグニチュード7.0以上または都市部等著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合に</u> 、日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表	その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表	(略)		<p>気象庁における取扱い見直しに伴う修正</p> <p>同上</p> <p>略名の追記</p> <p>略名への修正</p>
種 類	内 容																													
震度速報	地震発生約1分半後、震度3以上の <u>全国約188に区分した地域名と地震の揺れの発現時刻を速報</u>																													
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を発表																													
(略)																														
遠地震に関する情報	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表																													
その他	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表																													
(略)																														
種 類	内 容																													
震度速報	地震発生約1分半後、震度3以上を観測した地域名（ <u>全国188地域に区分</u> ）と地震の揺れの発現時刻を <u>速報</u>																													
震源に関する情報 (津波警報、津波注意報を発表した場合 は発表しない)	震度3以上を観測した場合、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を発表																													
(略)																														
遠地震に関する情報	<u>国外で発生した地震について</u> 、地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 <u>マグニチュード7.0以上または都市部等著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合に</u> 、日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表																													
その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表																													
(略)																														

現 行 地 域 防 災 計 画			修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)			備 考																
区 分	種 類	内 容	区 分	種 類	内 容																	
津波情報	(略)		津波情報	(略)		気象庁における取扱い見直しに伴う修正																
	津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表		津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表																	
	(略)			(略)																		
	(追加)			津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表																	
<p>(3) 津波予報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発表される場合</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波が予想されないとき</td> <td>津波の心配がない旨を地震情報に含めて発表</td> </tr> <tr> <td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>津波注意報解除後も海面変動が継続するとき</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>			発表される場合	内 容	津波が予想されないとき	津波の心配がない旨を地震情報に含めて発表	0.2m未満の海面変動が予想されたとき	(略)	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>発表基準</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)</td> <td>津波の心配なしの旨を発表</td> </tr> <tr> <td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>津波警報等解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>			発表基準	内 容	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	(略)	津波警報等解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	(略)	同上
発表される場合	内 容																					
津波が予想されないとき	津波の心配がない旨を地震情報に含めて発表																					
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	(略)																					
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	(略)																					
発表基準	内 容																					
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表																					
0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	(略)																					
津波警報等解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	(略)																					
<p>(4) 津波予報区 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>津波予報担当気象官署</td> <td>気象庁本庁</td> </tr> </table>			(略)		津波予報担当気象官署	気象庁本庁	<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通知担当気象官署</td> <td>気象庁本庁</td> </tr> </table>			(略)		通知担当気象官署	気象庁本庁	同上								
(略)																						
津波予報担当気象官署	気象庁本庁																					
(略)																						
通知担当気象官署	気象庁本庁																					

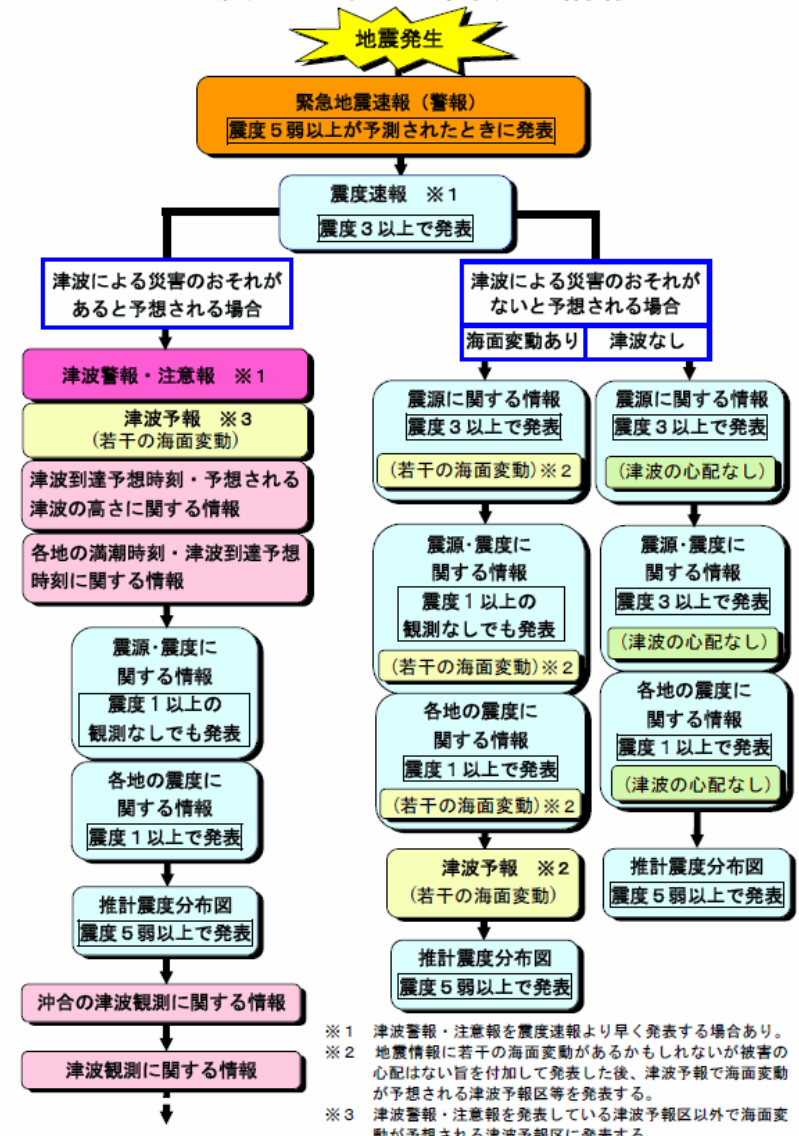
3 地震及び津波に関する情報の発表の流れ

地震及び津波に関する情報



※1 津波警報・注意報を震度速報より早く発表する場合あり。
 ※2 地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。
 ※3 津波警報・注意報を発表している津波予報区以外で海面変動が予想される津波予報区に発表する。

地震及び津波に関する情報



※1 津波警報・注意報を震度速報より早く発表する場合あり。
 ※2 地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。
 ※3 津波警報・注意報を発表している津波予報区以外で海面変動が予想される津波予報区に発表する。

気象庁における取扱い見直しに伴う修正

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>4 情報の伝達</p> <p>(1) 津波に関する情報の伝達 (略)</p> <p>また、津波警報・注意報の伝達にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、サイレン、テレビ、ラジオ（臨時災害放送局（コミュニティFM放送を含む。）を含む。）、インターネット、携帯端末の緊急速報メール等の移動体通信事業者が提供するサービス、ワンセグ等のあらゆる手段を活用するものとし、関係機関は伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。</p> <p>ア～イ （略）</p> <p>ウ （略）</p> <p>その他の放送機関は、<u>富山地方気象台</u>から通知があったときは、ラジオにあっては番組間を利用（緊急の場合は番組を一時中断）し、テレビにあっては字幕等によって放送し、住民に通知する。</p> <p>エ （略）</p> <p>オ 伏木海上保安部は、<u>第九管区海上保安本部</u>又は富山地方気象台等から通知があったときは、無線設備又は巡視船艇により航行中及び港内船舶に伝達する。</p> <p>カ （略）</p>	<p>また、津波警報等の伝達にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、<u>Lアラート（災害情報共有システム）</u>、サイレン、テレビ、ラジオ（臨時災害放送局（コミュニティFM放送を含む。）を含む。）、インターネット、携帯端末の緊急速報メール等の移動体通信事業者が提供するサービス、ワンセグ等のあらゆる手段を活用するものとし、関係機関は伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。</p> <p>その他の放送機関は、<u>民間放送連盟</u>等から通知があったときは、ラジオにあっては番組間を利用（緊急の場合は番組を一時中断）し、テレビにあっては字幕等によって放送し、住民に通知する。</p> <p>オ 伏木海上保安部は、<u>第三管区海上保安本部</u>又は富山地方気象台等から通知があったときは、無線設備又は巡視船艇により航行中及び港内船舶に伝達する。</p>	<p>略名への修正</p> <p>国の防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>伝達経路の修正</p> <p>同上</p>

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p style="text-align: center;">津波警報等伝達系統図</p> <p>気象庁・本庁</p> <p>津波注意報・警報の発表</p> <p>NTT西日本 NTT東日本</p> <p>富山地方気象台</p> <p>国土交通省富山河川国道事務所</p> <p>国土交通省黒部河川事務所</p> <p>総務省消防庁</p> <p>県防災・危機管理課</p> <p>市町村、消防本部</p> <p>名古屋地方気象台</p> <p>中部管区警察局</p> <p>県警察本部</p> <p>各警察署</p> <p>第三管区海上保安本部</p> <p>伏木海上保安部</p> <p>船舶</p> <p>NHK放送センター</p> <p>NHK富山放送局</p> <p>民間放送連盟</p> <p>北日本放送</p> <p>富山テレビ</p> <p>チューリップテレビ</p> <p>住</p> <p>民</p> <p>等</p> <p>法令により、富山地方気象台から警報事項を受領する機関</p>	<p style="text-align: center;">津波警報等伝達系統図</p> <p>気象庁本庁 または 大阪管区気象台</p> <p>NTT西日本 NTT東日本</p> <p>富山地方気象台</p> <p>国土交通省富山河川国道事務所</p> <p>国土交通省黒部河川事務所</p> <p>総務省消防庁</p> <p>富山県防災・危機管理課</p> <p>市町村、消防本部</p> <p>名古屋地方気象台</p> <p>中部管区警察局</p> <p>県警察本部</p> <p>各警察署</p> <p>第三管区海上保安本部</p> <p>伏木海上保安部</p> <p>船舶</p> <p>NHK放送センター</p> <p>NHK富山放送局</p> <p>民間放送連盟</p> <p>北日本放送</p> <p>富山テレビ</p> <p>チューリップテレビ</p> <p>住</p> <p>民</p> <p>等</p> <p>法令により、富山地方気象台から警報事項を受領する機関</p>	<p>伝達経路の修正</p>
<p>(2) (略)</p> <p>5～7 (略)</p> <p>第3 通信連絡体制</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 無線電話（県知事政策局、県経営管理部、NTTドコモ）</p> <p>(1) 県防災行政無線</p> <p>震災時には、県防災行政無線（富山県高度情報通信ネットワーク）が有する電話、ファクシミリの一斉通報機能、データ・画像伝送機能を活用するとともに、可搬型衛星地球局による災害現場からの音声、ファクシミリ、画像伝送機能を活用する。</p> <p>また、県は必要に応じ、（一財）自治体衛星通信機構を通じ、必要回線の割付けや市町村等との間に直通回線（ホットライン）を設定する。（資料「7-2 富山県高度情報通信ネット</p>	<p>震災時には、県防災行政無線が有する電話、ファクシミリの一斉通報機能、映像伝送機能を活用するとともに、可搬型衛星地球局による災害現場からの音声、ファクシミリ、画像伝送機能を活用する。</p> <p>また、県は必要に応じ、（一財）自治体衛星通信機構を通じ、必要回線の割付けを行う。（資料「7-2 富山県防災行政無線系統図」）</p>	<p>（各編共通） 県防災行政無線再整備工事に伴う修正</p>

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																
<p>ワーク系統図」) (2)～(5) (略) (追加)</p> <p>3 (略) 4 その他（各防災関係機関） (略) (1) 利用できる主な施設 ア 警察、消防、水防、鉄道、電気その他災害救助法第28条で定める業務を行う機関の保有する無線</p> <table border="1" data-bbox="188 566 999 726"> <thead> <tr> <th>通信施設名</th> <th>通信系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防無線</td> <td>消防機関等相互を結ぶ回線</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ～ウ (略) (2) (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>第3節 災害救助法の適用 第1 (略) 第2 救助実施体制 1 (略) 2 救助の程度、方法及び期間（県厚生部、県関係部局） (1) (略) (2) 内閣総理大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣に協議し、その同意を得たうえで定めることができる。</p>	通信施設名	通信系統	(略)		消防無線	消防機関等相互を結ぶ回線	(略)		<p>(6) 公衆無線LANサービス <u>県は、公衆無線LANサービスを提供する事業者等に対し、無料開放を行うよう働きかける。</u></p> <table border="1" data-bbox="1088 566 1899 726"> <thead> <tr> <th>通信施設名</th> <th>通信系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防・救急無線</td> <td>消防機関等相互を結ぶ回線</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 内閣総理大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、<u>内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで定めることができる。</u></p>	通信施設名	通信系統	(略)		消防・救急無線	消防機関等相互を結ぶ回線	(略)		<p>(各編共通) 国の取り組みに合わせる修正</p> <p>(各編共通) 用語の修正</p> <p>(各編共通) 協議先の変更に伴う修正</p>
通信施設名	通信系統																	
(略)																		
消防無線	消防機関等相互を結ぶ回線																	
(略)																		
通信施設名	通信系統																	
(略)																		
消防・救急無線	消防機関等相互を結ぶ回線																	
(略)																		

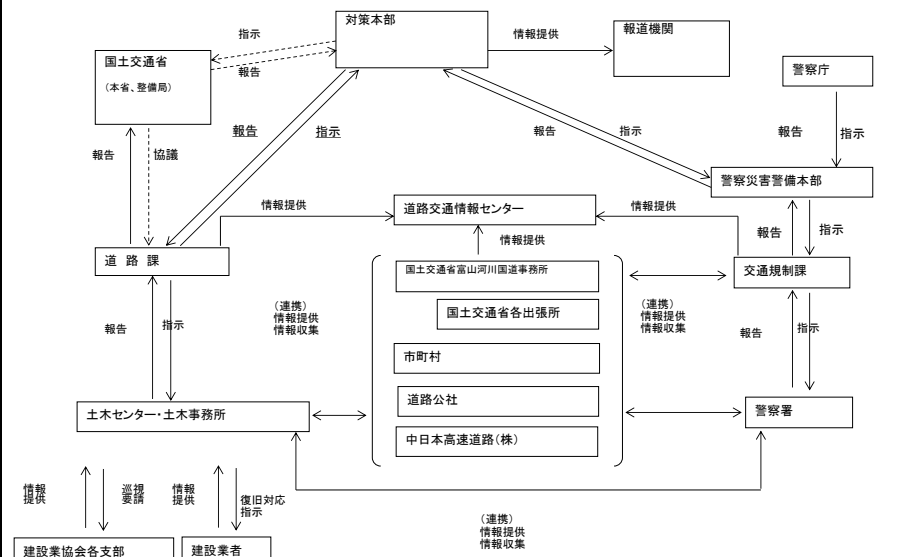
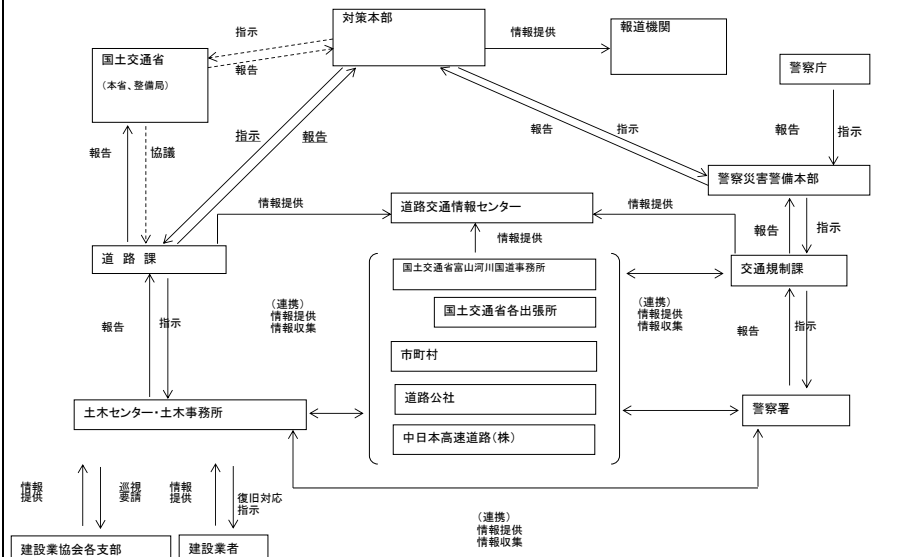
現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																												
<p style="text-align: center;">救助の種類・期間</p> <table border="1" data-bbox="188 204 958 464"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置及び収容</td> <td>災害発生の日から7日以内</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の設置</td> <td>災害発生の日から20日以内に着工、完成の日から2年以内</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害にかかった者の救出</td> <td>災害発生の日から3日以内</td> </tr> <tr> <td>災害にかかった住宅の応急修理</td> <td>災害発生の日から1月以内</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 救助の適切な実施が困難な場合には、知事は厚生労働大臣に協議し、その同意を得て期間を延長することができる。（令第3条第2項） (略)</p> <p>第4節 広域応援要請 第1 (略) 第2 応援要請 1～3 (略) 4 災害派遣医療チーム（DMAT）等（県知事政策局、県厚生部） (1) 応援要請 知事は、大規模災害時において、被災地内の医療体制では多数の傷病者に対応できない場合は、他の都道府県知事等に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）、医療救護班及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の派遣を要請する。また、必要に応じて、厚生労働省等に県外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。</p> <p>(2) (略) 5 (略)</p> <p>第5節 救助・救急活動 第1 救助活動 1～5 (略) <u>(追加)</u></p>	救助の種類	実施期間	避難所の設置及び収容	災害発生の日から7日以内	応急仮設住宅の設置	災害発生の日から20日以内に着工、完成の日から2年以内	(略)		災害にかかった者の救出	災害発生の日から3日以内	災害にかかった住宅の応急修理	災害発生の日から1月以内	(略)		<p style="text-align: center;">救助の種類・期間</p> <table border="1" data-bbox="1115 204 1886 464"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>実施期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の<u>供与</u></td> <td>災害発生の日から7日以内</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の<u>供与</u></td> <td>災害発生の日から20日以内に着工、完成の日から2年以内</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>被災者の</u>救出</td> <td>災害発生の日から3日以内</td> </tr> <tr> <td><u>被災した</u>住宅の応急修理</td> <td>災害発生の日から1月以内</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 救助の適切な実施が困難な場合には、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得て期間を延長することができる。（令第3条第2項）</p> <p>知事は、大規模災害時において、被災地内の医療体制では多数の傷病者に対応できない場合は、他の都道府県知事等に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）、<u>ドクターヘリ</u>、医療救護班及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の派遣を要請する。また、必要に応じて、厚生労働省等に県外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。</p> <p>6 実動組織間の調整 <u>災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部</u></p>	救助の種類	実施期間	避難所の <u>供与</u>	災害発生の日から7日以内	応急仮設住宅の <u>供与</u>	災害発生の日から20日以内に着工、完成の日から2年以内	(略)		<u>被災者の</u> 救出	災害発生の日から3日以内	<u>被災した</u> 住宅の応急修理	災害発生の日から1月以内	(略)		<p>(各編共通) 県災害救助法施行規則の改正に伴う修正</p> <p>(各編共通) 協議先の変更に伴う修正</p> <p>(各編共通) ドクターヘリ運航体制整備に伴う修正</p> <p>(各編共通) 国の防災基</p>
救助の種類	実施期間																													
避難所の設置及び収容	災害発生の日から7日以内																													
応急仮設住宅の設置	災害発生の日から20日以内に着工、完成の日から2年以内																													
(略)																														
災害にかかった者の救出	災害発生の日から3日以内																													
災害にかかった住宅の応急修理	災害発生の日から1月以内																													
(略)																														
救助の種類	実施期間																													
避難所の <u>供与</u>	災害発生の日から7日以内																													
応急仮設住宅の <u>供与</u>	災害発生の日から20日以内に着工、完成の日から2年以内																													
(略)																														
<u>被災者の</u> 救出	災害発生の日から3日以内																													
<u>被災した</u> 住宅の応急修理	災害発生の日から1月以内																													
(略)																														

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
<p>第 2 救急活動</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 ヘリコプターの活用 (県知事政策局、県警察本部、市町村)</p> <p>県及び市町村は、道路・橋梁の冠水・流失、交通渋滞、土砂崩れ等による交通の途絶等により救急車が使用できない場合又は遠隔地から高次医療機関等への搬送の必要がある場合など、救急搬送にヘリコプターが有効なときは、消防防災ヘリコプター又は警察ヘリコプターを活用する。</p> <p>(略)</p> <p>第 3～4 (略)</p> <p>第 6 節 医療救護活動</p> <p>第 1 連絡体制</p> <p>1 連絡系統 (県厚生部)</p> <p>(1)～(2) (略)</p>	<p><u>隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム (DMAT) 等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。</u></p> <p>県及び市町村は、道路・橋梁の冠水・流失、交通渋滞、土砂崩れ等による交通の途絶等により救急車が使用できない場合又は遠隔地から高次医療機関等への搬送の必要がある場合など、救急搬送にヘリコプターが有効なときは、消防防災ヘリコプター、<u>警察ヘリコプター又は富山県ドクターヘリ</u>を活用する。</p>	<p>本計画修正に伴う修正</p> <p>(各編共通) ドクターヘリ運航体制整備に伴う修正</p>

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第3 医療救護班の派遣 （略）</p> <p>第4 医療救護所の設置及び運営 （略）</p> <p>第5 後方医療体制（県厚生部、県関係部局） （略）</p> <p>第6 医薬品、血液の供給体制 （略）</p> <p>第7 医療を必要とする在宅の個別疾患患者への対応 （略）</p> <p>第8 被災地における保健医療の確保 （略）</p> <p>第9 精神保健医療体制 （略）</p> <p>第7節 消火活動 （略）</p> <p>第8節 避難活動</p> <p>第1 避難の勧告、指示及び誘導</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 避難誘導（県警察本部、市町村）</p> <p>（1）市町村</p> <p>避難の勧告又は指示が出された場合、市町村は地元警察署及び消防機関の協力を得て、地域又は自治会単位に集団の形成を図るため、あらかじめ指定してある指定緊急避難場所及び指定避難所に誘導員を配置し、住民を誘導する。</p>	<p><u>市町村からの要請に対して、富山県ドクターヘリ運航要領に照らして、富山県ドクターヘリの派遣が必要と認められるときは、富山県ドクターヘリ基地病院に対して、富山県ドクターヘリの派遣を指示する。</u></p> <p>2 富山県ドクターヘリの活動内容 <u>富山県ドクターヘリの活動内容は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>（1）医師等の現場派遣</u></p> <p><u>（2）患者の搬送</u></p> <p><u>（3）その他災害現場等における救命活動に必要な措置</u></p> <p>第4 医療救護班の派遣</p> <p>第5 医療救護所の設置及び運営</p> <p>第6 後方医療体制（県厚生部、県関係部局）</p> <p>第7 医薬品、血液の供給体制</p> <p>第8 医療を必要とする在宅の個別疾患患者への対応</p> <p>第9 被災地における保健医療の確保</p> <p>第10 精神保健医療体制</p>	<p>リ運航体制整備に伴う修正</p> <p>（各編共通） 番号の繰り下げ</p>

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(追加)</p> <p>(略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第2 津波に関する避難の勧告、指示及び誘導</p> <p>1 避難の勧告、指示（市町村）</p> <p>沿岸市町村は、強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、速やかに避難の勧告又は指示を行うものとする。<u>(追加)</u></p> <p>避難勧告等の周知にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、サイレン、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、インターネット、エリアメール等の移動体通信事業者が提供するサービス等のあらゆる手段を活用するものとし、関係機関の協力を得ながら、伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3 津波からの避難</p> <p>1 基本的な考え</p> <p>津波からの避難は、強い揺れや<u>長い揺れ</u>を感じた場合、自らの判断で迅速にできるだけ高い場所に避難することが基本である。</p>	<p>避難勧告等が発令された場合の安全確保措置として、<u>指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、市町村は、日頃から住民等への周知徹底に努める。</u></p> <p>沿岸市町村は、強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、<u>直ちに避難指示（緊急）を行うなど、速やかに的確な避難の勧告又は指示を行うものとする。</u>なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示（緊急）等が発令する場合においても、<u>住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示（緊急）の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。</u></p> <p>避難勧告等の周知にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、<u>Lアラート（災害情報共有システム）、サイレン、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、インターネット、エリアメール等の移動体通信事業者が提供するサービス等のあらゆる手段を活用するものとし、関係機関の協力を得ながら、伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。</u></p> <p>津波からの避難は、強い揺れや<u>長時間のゆっくりとした揺れ</u>を感じた場合、<u>気象庁の津波警報等の発表や市町村からの避難指示の発令を待たずに、自らの判断で迅速にできるだけ高い場所に避難することが基本である。</u></p>	<p>(各編共通) 国の防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>(各編共通) 同上</p> <p>(各編共通) 国の防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>避難勧告等に関するガイドラインに基づく修</p>

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>第5 避難所の設置・運営</p> <p>1 避難所の開設（市町村）</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 避難所の開設期間は災害発生の日から7日間以内とする。ただし、知事は厚生労働大臣に協議し、その同意を得て、延長することができる。</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>2 避難所の運営（県知事政策局、県生活環境文化部、県厚生部、県土木部、市町村）</p> <p>(1) 市町村はあらかじめ作成した避難所運営マニュアルを活用して、避難所運営委員会を設置し、避難所を運営する。避難所には原則として、避難所管理要員として職員を常駐させ、災害救助地区の自主防災組織やボランティア等の協力を得て、避難者の保護にあたる。</p> <p>また、施設の使用にあたっては、施設管理者と緊密な連絡をとり、保全管理に十分留意する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第6 (略)</p> <p>第7 精神保健対策</p> <p>1 被災者等のメンタルヘルスケア（県厚生部）</p>	<p>(4) 避難所の開設期間は災害発生の日から7日間以内とする。ただし、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得て、延長することができる。</p> <p><u>市町村は、各避難所の適切な運営管理を行うものとし、この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</u></p>	<p>正</p> <p>(各編共通) 協議先の修正</p> <p>(各編共通) 国の防災基本計画修正に伴う修正</p>

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難生活の長期化により、被災者のストレスが増加することなどが考えられるため、長期にわたり精神科医や保健師、精神保健福祉相談員、児童相談所の児童福祉司・<u>心理判定員</u>等を中心とする避難所（住宅）等の巡回活動を行う。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第8 (略)</p>	<p>(2) 避難生活の長期化により、被災者のストレスが増加することなどが考えられるため、長期にわたり精神科医や保健師、精神保健福祉相談員、児童相談所の児童福祉司・<u>児童心理司</u>等を中心とする避難所（住宅）等の巡回活動を行う。</p>	<p>(各編共通) 職名の変更に伴う修正</p>
<p>第9節 交通規制・輸送対策</p> <p>第1 交通情報の収集伝達及び規制の実施</p> <p>1 (略)</p> <p>2 道路交通規制の実施（県警察本部、各道路管理者）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 交通規制の広報 (略)</p> <p style="text-align: center;">交通情報の収集伝達フロー</p> 	<p style="text-align: center;">交通情報の収集伝達フロー</p> 	<p>(各編共通) 伝達経路の訂正による修正</p>

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第2～3 (略)</p> <p>第4 輸送車両、船舶、航空機の確保</p> <p>1 (略)</p> <p>2 輸送手段（県知事政策局、各鉄道事業者、自衛隊、伏木海上保安部）</p> <p>(1) 陸上輸送</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 鉄道、軌道による輸送 (略)</p> <p>鉄道等による輸送は、西日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)及び富山地方鉄道(株)に依頼する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) ヘリコプターによる輸送</p> <p>ア 県及び防災関係機関は、自ら所有するヘリコプターを第一次的に使用する。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>3～4 (略)</p> <p>第10節 飲料水・食料・生活必需品等の供給</p> <p>第1 飲料水の供給</p> <p>1 飲料水の確保（県厚生部、市町村）</p> <p>(略)</p> <p>(1) 給水量 (略)</p> <p>必要給水量は、地域の実情及び被災状況を検討し、応急復旧状況を考慮して、次の3段階にわけて順次増加させていくこととする。</p>	<p>鉄道等による輸送は、西日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、富山地方鉄道(株)及びあいの風とやま鉄道(株)に依頼する。</p> <p>ア 県及び防災関係機関は、自ら所有又は運航するヘリコプターを第一次的に使用する。</p> <p><u>なお、県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、医療等の各種活動支援のための航空機の運用に関し、必要に応じて災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署を設置し、国の現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。</u></p>	<p>(各編共通) 鉄道事業者の追加</p> <p>(各編共通) ドクターヘリ運航体制整備に伴う修正</p> <p>(各編共通) 国の防災基本計画修正に伴う修正</p>

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考										
<p>第1段階：生命維持に必要な水量として一人一日3リットル程度が必要とされている。この期間は発災直後の混乱期3日程度とし、拠点給水、運搬給水及び住民の備蓄水によって対処する。</p> <p>※「拠点給水」、「運搬給水」（224 ページ参照）</p> <p>（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第2 食料・生活必需品の供給</p> <p>1 （略）</p> <p>2 供給確保（農林水産省、北陸農政局、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部）</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 災害救助用米穀の調達 炊出しが始まり、市町村から米穀の出荷要請があった場合、県は、農林水産省生産局に引渡しを要請するとともに、米穀販売事業者へ委託し、精米にして供給する。 なお、精米能力に限界がある場合は、農林水産省生産局を通じて他県からの応援で対処する。</p> <p>(3) ～ (4)</p> <p>(5) 各機関の食料、生活必需物資の調達体制 各機関の調達体制は、次のとおりである。</p>	<p>※「拠点給水」、「運搬給水」（第3章 第17節 第3 1応急給水対応参照）</p> <p>炊出しが始まり、市町村から米穀の出荷要請があった場合、県は、農林水産省政策統括官に引渡しを要請するとともに、米穀販売事業者へ委託し、精米にして供給する。 なお、精米能力に限界がある場合は、農林水産省政策統括官を通じて他県からの応援で対処する。</p>	<p>参照箇所の修正</p> <p>（各編共通） 名称変更に伴う修正</p>										
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="147 983 282 1023">機関名</th> <th data-bbox="282 983 1025 1023">実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="147 1023 282 1062">(略)</td> <td data-bbox="282 1023 1025 1062"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="147 1062 282 1249">県農林水産部</td> <td data-bbox="282 1062 1025 1249"> 1 県厚生部から食料についての調達依頼があったときは、直ちに米穀、乾パン等、副食品、調味料及び生鮮食料品について、<u>北陸農政局富山地域センター</u>及びあらかじめ協力依頼している業界等を通じて必要量を調達する。 2～4 （略） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="147 1249 282 1289">(略)</td> <td data-bbox="282 1249 1025 1289"></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	実施内容	(略)		県農林水産部	1 県厚生部から食料についての調達依頼があったときは、直ちに米穀、乾パン等、副食品、調味料及び生鮮食料品について、 <u>北陸農政局富山地域センター</u> 及びあらかじめ協力依頼している業界等を通じて必要量を調達する。 2～4 （略）	(略)		<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1048 1054 1182 1249">県農林水産部</td> <td data-bbox="1182 1054 1928 1249"> 1 県厚生部から食料についての調達依頼があったときは、直ちに米穀、乾パン等、副食品、調味料及び生鮮食料品について、<u>農林水産省（食料・物資支援チーム）</u>及びあらかじめ協力依頼している業界等を通じて必要量を調達する。 </td> </tr> </tbody> </table>	県農林水産部	1 県厚生部から食料についての調達依頼があったときは、直ちに米穀、乾パン等、副食品、調味料及び生鮮食料品について、 <u>農林水産省（食料・物資支援チーム）</u> 及びあらかじめ協力依頼している業界等を通じて必要量を調達する。	<p>（各編共通） 要請先の修正</p>
機関名	実施内容											
(略)												
県農林水産部	1 県厚生部から食料についての調達依頼があったときは、直ちに米穀、乾パン等、副食品、調味料及び生鮮食料品について、 <u>北陸農政局富山地域センター</u> 及びあらかじめ協力依頼している業界等を通じて必要量を調達する。 2～4 （略）											
(略)												
県農林水産部	1 県厚生部から食料についての調達依頼があったときは、直ちに米穀、乾パン等、副食品、調味料及び生鮮食料品について、 <u>農林水産省（食料・物資支援チーム）</u> 及びあらかじめ協力依頼している業界等を通じて必要量を調達する。											

現行地域防災計画		修正案（変更部分のみ記載）		備考
農林水産省生産局	<p>「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡しの要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省生産局（以下「生産局」という。）に対して行う。</p> <p>引渡し要請を受けた生産局は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。</p>	農林水産省政策統括官	<p>「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡しの要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省政策統括官に対して行う。</p> <p>引渡し要請を受けた農林水産省政策統括官は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。</p>	(各編共通) 名称変更に伴う修正
<p>3～5 (略)</p> <p>第3 物価安定・消費者保護対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 消費者保護対策（県生活環境文化部、市町村）</p> <p>(1) 消費生活相談の充実強化</p> <p>県は、消費生活相談を、被災状況に応じ次のとおり充実強化する。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 生命保険協会、日本損害保険協会及び富山県電機商業組合から職員の派遣を受け、消費生活センター内に、生命保険、損害保険及び家電製品のトラブルに関する「特別相談110番」を開設する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第11節 廃棄物処理・防疫・食品衛生対策</p> <p>廃棄物処理対策について、市町村は、収集運搬機材、一時保管場所、処理施設及び処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村との緊密な連絡のもとに円滑な処理に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第1 し尿処理</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 広域的な支援・協力（県生活環境文化部、市町村）</p> <p>(略)</p> <p>県は、市町村等による相互の支援の状況をふまえて、他市町村及び富山県環境保全協同組合に協力を要請するとともに、これらの支援活動について調整を行う。</p>		<p>イ (一社)生命保険協会、(一社)日本損害保険協会及び富山県電機商業組合から職員の派遣を受け、消費生活センター内に、生命保険、損害保険及び家電製品のトラブルに関する「特別相談110番」を開設する。</p> <p>廃棄物処理対策について、市町村は、収集運搬機材、<u>仮置場</u>、処理施設及び処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村との緊密な連絡のもとに円滑な処理に努める。</p> <p>県は、市町村等による相互の支援の状況をふまえて、他市町村、<u>富山県環境保全協同組合及び(公社)富山県浄化槽協会</u>に協力を要請するとともに、これらの支援活動について調整を行う。</p>		(各編共通) 団体名の修正
				(各編共通) 用語の修正
				(各編共通) 協定締結に伴う修正

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(略)</p> <p>第2 ごみ、災害廃棄物の処理</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害廃棄物処理（市町村）</p> <p>(1) 災害廃棄物の処理</p> <p>市町村は、損壊家屋からの災害廃棄物については、危険なもの、交通の支障となるものを優先的に解体・撤去する。</p> <p>(2) 中間処理施設、最終処分場及び仮置き用空き地の確保</p> <p>市町村等は、損壊家屋からの災害廃棄物の選別、保管、焼却ができる処理施設とともに仮置き場を確保する。また、破碎、分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図るとともに、最終処分までのルートを確保する。</p> <p>(3) 被災建築物の解体に伴うアスベスト対策</p> <p>市町村等は、「災害時における石綿飛散防止に係る取り扱いマニュアル（環境省）」に基づき、損壊家屋の解体にあたっては、アスベストの使用の有無を確認するとともに、アスベストが使用されている建築物の解体、収集・運搬及び処理に際し、アスベストが飛散しないよう十分な対策を講ずる。</p> <p>3 (略)</p> <p>第3～5 (略)</p> <p>第12節 警備活動 (略)</p> <p>第13節 遺体の搜索、処理及び埋葬</p> <p>第1～2 (略)</p> <p>第3 遺体の埋葬</p> <p>1 (略)</p> <p>2 埋葬体制の確立（県厚生部）</p>	<p>2 災害廃棄物処理</p> <p>県及び市町村等は、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた県廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画を適切に見直すとともに、見直し後の計画に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。</p> <p>災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。</p> <p>市町村等は、「災害時における石綿飛散防止に係る取り扱いマニュアル（環境省）」に基づき、損壊家屋の解体にあたっては、アスベストの使用の有無を確認するとともに、アスベストが使用されている建築物の解体、収集・運搬及び処理に際し、アスベストが飛散しないよう十分な対策を講ずる。</p>	<p>(各編共通)</p> <p>国の防災基本計画修正に伴う修正</p>

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>災害の状況によっては、遺体の数が極めて多いこと、交通事情の混乱もあることなどから被災市町村のみで速やかな埋葬を実施することが困難な事態も予想される。このような場合、県内各市町村あるいは状況によっては県域を越えた広域的な協力体制のもとに搬送車や火葬場を確保するなど、大規模災害等の緊急事態に機動的に対応していくことが必要である。このため、県は適宜、市町村に対し、埋葬に関する情報を提供するとともに、広域的な協力体制の整備に努める。</p> <p>3 (略)</p> <p>第14節 危険物・毒物等防災対策 (略)</p> <p>第15節 水害・土砂災害対策 (略)</p> <p>第16節 海上における災害応急対策 (略)</p> <p>第17節 ライフライン施設の応急復旧対策 (略)</p> <p>第18節 公共施設等の応急復旧対策</p> <p>第1 公共土木施設等 (略)</p> <p>また、災害発生時の初動対応を迅速かつ的確に実施するための「<u>土木部災害発生時初動対応マニュアル</u>」を策定する。</p> <p>1 応急復旧の役割分担（北陸地方整備局、県土木部、県農林水産部、市町村） (略)</p> <p>2 応急復旧のための人員、資機材の確保（北陸地方整備局、県土木部、県農林水産部、市町村） (略)</p> <p>3 公共土木施設等の障害物の除去（北陸地方整備局、県土木部、県農林水産部、市町村） (略)</p> <p>4 復旧活動拠点、資機材の計画的配置（北陸地方整備局、県</p>	<p>災害の状況によっては、遺体の数が極めて多いこと、交通事情の混乱もあることなどから被災市町村のみで速やかな埋葬を実施することが困難な事態も予想される。このような場合、県内各市町村あるいは状況によっては県域を越えた広域的な協力体制のもとに搬送車や火葬場を確保するなど、大規模災害等の緊急事態に機動的に対応していくことが必要である。このため、<u>富山県広域火葬計画に基づき</u>、県は適宜、市町村に対し、埋葬に関する情報を提供するとともに、広域的な協力体制の整備に努める。</p> <p>また、災害発生時の初動対応を迅速かつ的確に実施するための<u>危機管理体制要領</u>を策定する。</p> <p>1 応急復旧の役割分担（北陸地方整備局、<u>県知事政策局</u>、<u>県土木部</u>、<u>県農林水産部</u>、市町村）</p> <p>2 応急復旧のための人員、資機材の確保（北陸地方整備局、<u>県知事政策局</u>、<u>県土木部</u>、<u>県農林水産部</u>、市町村）</p> <p>3 公共土木施設等の障害物の除去（北陸地方整備局、<u>県知事政策局</u>、<u>県土木部</u>、<u>県農林水産部</u>、市町村）</p> <p>4 復旧活動拠点、資機材の計画的配置（北陸地方整備局、<u>県</u></p>	<p>(各編共通) 計画策定に伴う修正</p> <p>(各編共通) 要領作成に伴う修正 (各編共通) 関係機関の修正</p>

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>土木部、県農林水産部、市町村） （略）</p> <p>5 施設毎の応急復旧活動（北陸地方整備局、県土木部、県農林水産部、市町村） （略）</p> <p>第2 鉄道施設等（JR西日本(株)、富山地方鉄道(株)、加越能鉄道(株)、万葉線(株)、富山ライトレール(株)、県知事政策局）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 初動措置 （1）～（2） （略） （3）空港施設 震度4以上の地震が発生したときは緊急点検を行う。 航空機の離着陸に障害が発生したときは速やかに関係機関に連絡するとともに旅客の安全確保に努める。</p> <p>3 （略）</p> <p>第3 （略）</p> <p>第19節 応急住宅対策等</p> <p>第1 応急仮設住宅の確保</p> <p>1 （略）</p> <p>2 応急仮設住宅の建設（県厚生部、県土木部、市町村） （1）～（5） （略） （6）建設工事 ア～イ （略） ウ 県及び市町村は応急仮設住宅の建設にあたっては、（一社）富山県建設業協会、（一社）プレハブ建築協会等に対して協力を要請する。 （7）～（8） （略）</p> <p>3～4 （略）</p> <p>第2～3 （略）</p> <p>第4 応急危険度判定活動（県土木部、市町村） 地震により建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確</p>	<p>知事政策局、県土木部、県農林水産部、市町村）</p> <p>5 施設毎の応急復旧活動（北陸地方整備局、<u>県知事政策局</u>、県土木部、県農林水産部、市町村）</p> <p>第2 鉄道施設等（JR西日本(株)、<u>あいの風とやま鉄道(株)</u>、富山地方鉄道(株)、<u>加越能バス(株)</u>、万葉線(株)、富山ライトレール(株)、県知事政策局）</p> <p>震度4以上の地震が発生したときは緊急点検を行う<u>とともに、空港内関係機関において被害がないか情報収集に努め、航空機の離着陸に障害が発生したとき又は発生するおそれがあるときは速やかに関係機関に連絡するとともに旅客の安全確保に努める。</u></p> <p>ウ 県及び市町村は応急仮設住宅の建設にあたっては、（一社）富山県建設業協会、（一社）プレハブ建築協会、<u>（一社）全国木造建設事業協会</u>等に対して協力を要請する。</p> <p>地震により建築物が被災した場合<u>や宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下、宅地</u></p>	<p>（各編共通） 関係機関の修正</p> <p>（各編共通） 同上</p> <p>初動体制の修正</p> <p>（各編共通） 要請先の追加に伴う修正</p> <p>被災宅地危</p>

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>保を図るため、応急危険度判定士の協力を得て、建築物の危険度判定を実施する。</p> <p>1 応急危険度判定の実施</p> <p>ア 被災市町村は、<u>応急危険度判定実施計画</u>を作成し、応急危険度判定を実施する。</p> <p>イ～エ （略）</p> <p>オ 県は、県内判定士のみで対処することが困難な場合は、<u>都道府県</u>へ支援を要請する。</p> <p>2 応急危険度判定士への参加要請</p> <p>ア～エ （略）</p> <p>3 応急危険度判定の方法</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>エ 判定作業中は、判定士登録章を携行し、判定結果を建築物の見やすい場所に表示するとともに、必要に応じて建築物使用者等に判定内容を説明する。</p> <p>オ～カ （略）</p> <p>4 被災宅地危険度判定の実施</p> <p><u>地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、余震等による宅地の破壊から生ずる二次災害を防止し、住民の安全確保を図るため、被災宅地危険度判定士の協力を得て、宅地の危険度判定を実施する。</u></p>	<p><u>の破壊等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の協力を得て、建築物や宅地の危険度判定を実施する。</u></p> <p>1 被災建築物応急危険度判定</p> <p><u>(1) 被災建築物応急危険度判定の実施</u></p> <p>ア 被災市町村は、判定実施計画を作成し、<u>被災建築物</u>応急危険度判定を実施する。</p> <p>オ 県は、県内判定士のみで対処することが困難な場合は、<u>国土交通省及び中部圏被災建築物応急危険度判定協議会</u>幹事県へ支援を要請する。</p> <p><u>(2) 被災建築物応急危険度判定士への参加要請</u></p> <p><u>(3) 被災建築物応急危険度判定の方法</u></p> <p>エ 判定作業中は、判定士登録証を携行し、判定結果を建築物の見やすい場所に表示するとともに、必要に応じて建築物使用者等に判定内容を説明する。</p> <p>2 被災宅地危険度判定</p> <p><u>(1) 被災宅地危険度判定の実施</u></p> <p>ア 被災市町村は、判定実施計画を作成し、被災宅地危険度判定を実施する。</p> <p>イ 被災市町村は、地震被害が大規模であること等により必要と判断した場合は、県に対し必要な支援を要請する。</p> <p>ウ 県は、被災市町村からの支援要請に基づき支援計画を作成し、被災市町村が実施する判定活動に対して必要な支援を行う。また、被災状況により被災市町村が県に対し支援の要請ができる状況にないと判断したときは、必要と考えられる支援を行う。</p> <p>エ 被災市町村以外の市町村は、県の要請に基づき、被災市町村の判定活動に協力する。</p> <p>オ 県は、県内判定士のみで対処することが困難な場合は、<u>国土交通省（北陸地方整備局又は本省）</u>を通じて他の都道府県へ支援を要請する。</p>	<p>危険度判定等について追記</p> <p>同上</p> <p>要請先の修正 項目の修正</p> <p>同上</p> <p>字句の修正</p> <p>被災宅地危険度判定について具体的な実施内容を追記</p>

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第5 (略)</p> <p>第20節 教育・金融・労働力確保対策 (略)</p> <p>第21節 応急公用負担等の実施 (略)</p>	<p>(2) 被災宅地危険度判定士への参加要請</p> <p>ア 被災市町村は、その区域に在住する判定士に判定活動への参加を要請する。</p> <p>イ 県は、被災市町村からの支援要請に基づき、被災市町村以外の市及び被災市町村以外に在住する判定士へ判定活動への参加要請を行う。</p> <p>ウ 被災市町村以外の市町村は、県からの要請に基づき、当該市町村に在住する判定士へ判定活動への参加要請を行う。</p> <p>エ 参加要請を受諾した判定士へ、集合場所、集合時間、携行品等を連絡する。</p> <p>(3) 被災宅地危険度判定の方法</p> <p>ア 判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル（被災宅地危険度判定連絡協議会）」に基づき実施する。</p> <p>イ 市町村災害対策本部は、判定士に対し判定に必要な資機材を配布する。</p> <p>ウ 判定作業は、3名以上の判定士でチームを編成し、担当地区を定めて実施する。</p> <p>エ 判定作業中は、判定士登録証を携行し、判定結果を擁壁、建築物等の見やすい場所に表示するとともに、必要に応じて宅地所有者等に判定内容を説明する。</p> <p>オ 判定作業終了後は、市町村災害対策本部にその結果及び被害の状況を報告する。</p> <p>カ 余震の状況により必要に応じて判定を繰り返し実施する。</p>	

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第4章 地震・津波災害復旧対策</p> <p>第1節 民生安定のための緊急対策</p> <p>第1 被災者の生活確保</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 生活福祉資金の貸付（県社会福祉協議会） (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害を受けたことにより住宅の補修、改築等に必要経費</p> <p>ア～エ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>7 (略)</p> <p>8 失業者（休業者）の生活の安定対策等（富山労働局、県商工労働部） (略)</p> <p>9～12 (略)</p> <p>第2～4 (略)</p> <p>第2節 激甚災害の指定 (略)</p>	<p>なお、被害の程度に応じて両資金の重複貸付も可能である。</p> <p><u>8 失業者（休業者）の生活の安定対策等（富山労働局、県厚生部、県商工労働部、富山県社会福祉協議会、北陸労働金庫）</u></p>	<p>(各編共通) 各編相互の記載内容整理に伴う修正</p>